

令和 元年 6月10日開会  
令和 元年 6月18日閉会  
(定例第3回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（6月10日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
一般質問	5
1 2 番 河内 賀寿議員	5
1 番 西本 篤史議員	9
9 番 穴井 謙次議員	1 2
7 番 松田規久夫議員	2 0
8 番 竹谷 和彦議員	3 0
3 番 國本 悦郎議員	3 6
議案第29号	4 7
議案第30号	4 7
議案第31号	4 7
議案第32号	4 7
議案第33号	4 7
議案第34号	4 7
議案第35号	4 7
議案第36号	4 7
議案第37号	4 7
議案第38号	4 7
散 会	5 1
署 名	5 2

第2号（6月18日）

議事日程	5 3
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 4
欠席議員	5 4
事務局出席職員職氏名	5 5
説明のため出席した者の職氏名	5 5
開 会	5 5
会議録署名議員の指名	5 5
議案第29号	5 5
議案第30号	5 5
議案第31号	5 5
議案第32号	5 5
議案第33号	5 5
議案第34号	5 5
議案第35号	5 5
議案第36号	5 5
議案第37号	5 5
議案第38号	5 5
閉会中の継続調査（付託事件）について	5 8
閉会中の継続調査（特定事件）について	5 8
議員派遣について	5 8
閉 会	5 8
署 名	5 9

田布施町告示第4号

令和元年第3回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和元年5月27日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和元年6月10日  
2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

---

○6月10日に応招した議員  
なし

---

○応招しなかった議員  
なし

---

議事日程(第1号)

令和元年6月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
例月出納検査の報告  
報告第1号  
繰越明許費の報告について(平成30年度田布施町一般会計予算)  
報告第2号  
繰越明許費の報告について  
(平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算)
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第29号  
専決処分の承認について(田布施町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第30号  
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第31号  
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 議案第32号  
令和元年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第33号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号  
尾津漁港管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号  
田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について
- 日程第13 議案第37号  
田布施町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第38号  
田布施町下水道条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
    例月出納検査の報告  
    報告第1号  
        繰越明許費の報告について（平成30年度田布施町一般会計予算）  
    報告第2号  
        繰越明許費の報告について  
            （平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算）  
日程第4 一般質問  
日程第5 議案第29号  
    専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）  
日程第6 議案第30号  
    専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）  
日程第7 議案第31号  
    専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第8 議案第32号  
    令和元年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について  
日程第9 議案第33号  
    田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について  
日程第10 議案第34号  
    田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について  
日程第11 議案第35号  
    尾津漁港管理条例の一部改正について  
日程第12 議案第36号  
    田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について  
日程第13 議案第37号  
    田布施町道路占用料徴収条例の一部改正について  
日程第14 議案第38号  
    田布施町下水道条例の一部改正について
- 

出席議員（13人）

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀨石 公夫議員	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	岩本 周平君
		書記	福本 俊明君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	山中 浩徳君	建設課長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会計室長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	総務課主幹	堀 昌子君
建設課技幹	吉藤 功治君	税務課主幹	藤本 直樹君
代表監査委員	常見 京平君	固定資産評価審査委員長代理	寺田真理子君

---

午前9時00分開会  
(ベル)

- 議長（瀬石 公夫議員） 令和元年第3回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
- 

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、石田修一議員、木本睦博議員を指名します。
- 

**日程第2. 会期の決定**

- 議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月18日までの9日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 清神監査委員と私の2名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成31年3月、4月及び令和元年5月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳入実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、報告第1号繰越明許費の報告について、平成30年度田布施町一般会計予算及び報告第2繰越明許費の報告について、平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算の2件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、2件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第1号は、本年3月定例会で議決いただきました平成30年度田布施町一般会計予算（第4号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものでございます。

繰り越しする事業は、池沼埋め立て事業、地方創生拠点整備交付金事業、小行司特産加工センター周辺整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業、小規模治山事業、尾津漁港水産物供給基盤機能保全事業、橋梁長寿命化計画策定事業、町道補修事業、町道新設改良事業、平田川河川改修事業、用途地域見直し事業、町営砂田住宅跡地整備事業、小学校空調整備事業の13件で、翌年度への繰越額の総額は5億5,026万2,000円でございます。なお、各事業の繰り越しの概要、繰り越し理由、完成予定時期は、繰越明細書に記載をしております。

次の報告第2号につきましても、本年3月定例会で議決いただきました平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算（第3号）における繰越明許費について、繰越計算書により報告するものでございます。

翌年度への繰越額は7,699万円で、繰り越しの概要、繰り越し理由、完成予定時期は、繰越明細書に記載しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 一般質問

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。河内賀寿議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、一般質問をいたします。



質問方法は一問一答です。

まず、質問事項1は、役場前に岸信介、佐藤栄作元総理生誕の地の看板を立ててはということで、答弁者は東町長でお願いします。

私が学生のころは、岸、佐藤元総理の地元が田布施町であるということは、町民であれば誰もが知っている常識でした。なぜなら、小中高といろんな先生からことあるごとに「誇りに思うように」と言われたセリフだったからです。しかし、残念ながら最近は、若い世代にはよく知らない人もいます。

最近では、小学校の3年生のときに郷土館で、岸、佐藤の説明は受けるようですが、確かにそのころは頭に入っているものの、その後の反復が余りなければ、自然と記憶の中の印象が薄くなるようです。覚えなれないことがたくさんありますから。さらに、町外の人に至っては、ほとんど知らない人ばかりになっていると思います。

たまに本町が全国ネットで放送される番組があっても、岸、佐藤の名前が出るようなこともなくなってしまいました。具体的な例を1つ言うと、火野正平さんが自転車で旅をする朝の番組で、田布施駅からスタートし役場の前のほうを通っても、そういったセリフは出ませんでした。ほかの番組でもほぼ同じでございます。

こういったことを考えて、町内外に知名度を高めるという意味で、役場前に岸信介、佐藤栄作元総理の生誕の地の看板を立ててはいかがでしょうかという質問です。もちろん場所は役場に限らず、駅前や主要道路沿いでもいいとは思いますがいかがでしょうか、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員御心配のように、田布施町名誉町民でもある岸信介、佐藤栄作兄弟両宰相のことを知らない人が、最近多くなったと私も感じております。それは、子育て世代や3世代同居される方に商品券をお渡しする際に、せっかくでございますので町長室でお話をして激励等をしていっているわけでございますけれども、その際に町長室に飾ってございますお2人の写真を「御存じか」というふうに聞くと、残念ながら「知りません」という方が最近ふえてきたように思います。私としても大変寂しい限りでございます。

岸、佐藤両宰相の顕彰につきましては、田布施町郷土館で郷土館の設置の趣旨として、郷土が生んだ世界的な大政治家、岸信介、佐藤栄作兄弟宰相を中心に、本町にゆかりのある人物の遺品、遺作などを展示、公開することによって、先人の偉業、遺徳をしのぶとパンフレットにも記載しておりますように、岸信介、佐藤栄作兄弟宰相の関連資料を常設展示しております。

また、昨年は明治改元150年の節目に当たり、田布施町郷土館でも5月、7月、9月に佐藤家3兄弟展を開催、また10月2日から11月30日において、岸、佐藤兄弟宰相を中心とした、田布施町150年の歩み展を開催しております。

さらに、今年度も時期は未定でございますが、宰相婦人の佐藤寛子さんにかかわる企画展も開催する予定としております。今後もしっかりPRをして、多くの方に御来館していただきたいと考えております。

また、小学校3年生の児童全員に配布している田布施町の郷土読本、わたしたちのまち田布施の中にも郷土の偉人として岸、佐藤兄弟宰相のページがございますので、この冊子をしっかり活用してまいりたいと考えております。

こうしたことから、議員から大変うれしいと申しましょうか、ありがたい御提案ではございますが、役場の前にそうした看板の設置は考えていないこととさせていただきます。また、別の方法で考えていきたいと思っております。岸さんについては、山口市で生まれられたということもございますので、その辺につきましては、また今後PRの方法も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内賀寿議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） いろいろ説明で郷土館の話とか町長室の話とか、やっぱり認識としては薄れているというのを感じられているんだなあと、それでいいんで、すぐに立ててもらいたいというほどでもないんですけど、銅像立てるとかだったら何百万円もかかって大変なお金だろうと思いますけど、実際のところ看板だったら、選挙のときのポスター張る看板みたいな簡単なやつで十分だと思いますので、アルミか何かで木じゃちょっとあれかもしれませんが、そんなに経費はかからないと思うんで、ぜひ立てていただくといいんじゃないかと。

光行くと昔だと大和町ですけど、道路の上の見上げるほうに伊藤博文公生誕の地とか書いてありますよね、伊藤公の記念館のちょっと前の。あんな感じでそういうの、漠然と目につくような場所に普通に字があったら人間というのは無意識で認識しますから。

結局3年生のときに習うので、3年生というのは確かに、今さっき説明したように結構覚えているんですけど、本当その後、いろんなことを勉強するんでだんだん忘れてしまうんで。議会だよりでこの前のこれですね、クイズでやったときに、佐藤栄作のノーベル平和賞のメダルというのが答えにしたときに、3年生の人は結構はがきで応募してきてくれて、さすが郷土館で習ったから印象があるからすごいんだなと、それで私3年生というのよく理解したんですけど、やっぱりどうしても年長の方になると余りそういう応募なかったんで、やっぱり記憶が薄れるんだなと思うんですけど、結局印象なんです、大事なの。

伊藤公の看板もですけど、結局そういうのさえ田布施町のどっかなりよく見えるところにあったら、3年に習っただけ以外でも日ごろから目についたら、結局大人になるまで忘れんと思うんです。自転車で中学校に行く途中に看板に目が毎日つきよったら、365日何十日もその字が目映りよけば、別に自然に忘れんと一生覚えちよるぐらいの印象が起これると思うんです。字というのは結構大事じゃないかなと思います。

あと大事なものは、皆さんも大学行ったりして、この田布施からちょっと出て4年ぐらい県外とか出られたかもしれませんが、そういうときに大体お国自慢というか、「あんたどこのまちとかどこの県、どういうまちに住んじよっての」という自己紹介みたいなことをお互いにするようなときがあったと思いますけど、そういうときに結構都会の人は上から目線で田舎者呼ばわりしようと思って、上から目線にしようと思って、わざとばかにしたように言うようなときがあるんですけど、そういうときに返しの言葉で、「総理大臣うちのまちに2人出ちよるんよ」というような、ほとんどすごい大変な殺し文句で向こうがちょっと引き下がるかびびっちゃうというような、これで今まで私いろいろ大学行ったときでもすごく優位に言葉としても立てたという、これがただの普通の田舎のまちですよじゃったら、どうしても都会もんはばかにしようとかかかってきますから、すごく助けられたというか、セリフというかこのネタです、総理が2人出ているというような。すると向こうがすごくちょっとひれ伏しちまいます。皆さんも大学行かれたときに、もしかしたらそういう経験があっちゃったかもしません。今の子供なんかにもこれを教えとけば、結構皆大学とかどどん外に出ますので、非常に役に立つことになると思います。こういうのも考えて、今回の質問したんですけど、今のところ、今答弁として、立てる予定はないと言われたので、いやそうは言わなくても立ててくださいよとまで言うほどの早急性は考えていませんので、ゆっくり考えていただければと思います。もう1回、町長よかったらお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほども申し上げましたが、いろんなPRの方法があろうかとも思います。田布施町にも小学校のころからいらっしゃる方と、やっぱり転入されて来た方というのは、随分温度差が違いますから、その辺がどうなのかなというのがございます。

それと、最近子供たちの歴史感というのでしょうか、随分変わっているなという気がいたしますので、その辺いろんな郷土館の館長さんとか、いろんな先輩方にいろいろお聞きしながら、また郷土館

も、今借地で借家でやっておりますので、その辺が整理ができるときには、また考えてみたいと思いますが、ちょっとなかなか現状では、なかなかどこに看板をとというようなものが私もぴんときませんので、そういったお答えをさせていただきましたが、また検討はさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内賀寿議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 看板ですから経費もかからんですし、役場だったら土地代もいらんと思いますので、ぜひ朝の中学校やら小学生の登下校中に無意識的に目に入るような印象を与えるという、そういうイメージで立てるぐらいのつもりで考えていただけたらと思いますので、御検討よろしく願いいたします。ではこの質問はこれで終わりにします。

2問目行きます。質問事項の2で。小学校のエアコン設置はいつになるのかということで、答弁者は、また町長でよろしく願います。

小学校のエアコン設置は資材の高騰や人手不足などにより、リース予定が買い取りになるなど、当初予定より大分変わってきました。最新の報告では、今年度中にはできるようなお話でありましたが、変更はないでしょうか。この質問は、もう何度もしてきましたが、小学校のエアコン設置はいつになるのか、再度お聞きいたします。よろしく願います。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

さきの議会でも御説明いたしましたように、当初は国の補助事業ではなく、総事業費が低く抑えられ早期に設置できる見込みがあったリース事業による整備を目指しましたが、諸条件が整わず断念せざるを得ませんでした。その後、国の臨時特例交付金事業の追加採択を受けることができたことから、エアコン設置に向けた手続を進めてまいりました。こうした経緯につきましては、さきの議会でも申し上げているところでございますが、5月16日に設計業務の入札を実施し、株式会社藤沢設計と20日付で設計業務委託契約を締結したところでございます。

今後8月中旬までに詳細設計を完了させ、9月中旬に入札を行い、施工及び管理業務の契約を行い、10月からの着工を予定しております。これらが順調に進めば、12月までには設置は完了すると考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） ほっといたしました。去年ですか半年ぐらい前ですか、質問のころには2年かかる話でして、夏2回で大変だなと話がありましたけども、その後の最新報告でどんどん毎回変わって、何とか夏1回で済むような話でしたので、その結局入札なり業者の選定その他でうまくいくような雰囲気、今のお話で大丈夫そうなので、学生の皆さんには、この夏はどうしても残念でしたけど、何とかつきますよって大丈夫みたいですね。

あとまた扇風機その他の設備もちゃんと、また今度説明あるかもしれませんが、あれは今年中大丈夫なんですか、ちょっとその辺をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 大変御迷惑をおかけしておりますが、学校と十分協議して、扇風機はできるだけ早くということで6月中には設置するよということ指示しておりますので、一日も早く設置をしたいということでやっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 扇風機あれば、何とか、また物すごい猛暑になってから、よその県で去年なんかも亡くなられる方のようなことがありましたけども、そういうことは、本当はあってはいけないことなんで、いろいろ扇風機その他とあともすごい猛暑にならないように祈るのは、もうしょうがないですけど。エアコン整備をきちんとしていただければ、扇風機で今年賄いましょうということで、大変なことにならないのは、ちょっと祈るだけで、設備よろしく願いいたします。もうこれでこの質問は結構ちょっとくどいようですみませんけども、よくしてきましたけど、これで大

体いいかなと思います。また、今後ともよろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） それでは、2問ほど一問一答でお願いいたします。

最初に、都市計画の見直しについて、答弁者町長お願いいたします。

町内では、国営圃場整備が進んでいます。一方で、農地放棄地も増えています。農地は青地、白地、1種、2種、3種と分類されており、白地で3種であれば原則農地転用許可があり、住宅分譲地などできます。

しかし、町内の都市計画用途区域も限定されており、人口増加や住宅地の拡大、生活の合理化をするためにも市街化区域を増やし、3種農地を増やすべきと考えます。町の総合計画の策定を令和2年に行うと聞いておりますが、この計画変更は可能でしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、都市計画の見直しについてでございますが、議員お尋ねのとおり、農地につきましては、個別の農地転用を規制する農地転用許可制度と、農業上の土地利用のゾーニングを行う農業振興地域制度がございます。農地転用許可制度は、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障がない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない登記目的、資産保有目的での農地取得は認めないこととされております。

本町の用途地域ですが、昭和48年に655ヘクタールを指定し、平成8年に662ヘクタールに変更され、軽微な変更を行い、現在に至っております。用途地域を見直す場合には、都市計画法第19条第3項の規定により、山口県の同意が必要となります。この同意を得るためには、町の将来のまちづくり計画との整合性を図る必要があるとともに、将来的に住宅用地、商業用地、工業用地等の不足が見込まれる場合には、用途地域の拡大を検討することとなります。

しかし、田布施町における将来人口は、他市町と同じく減少が予測されており、商業統計調査による商業販売額、工業統計調査による製造製品出荷額も、今後横ばいの予想となっております。全国的にもこれからは集約型のまちづくりやまちをつなぐネットワークの充実が求められており、国、県の施策としては、用途地域は縮小の方向が強い傾向となっております。

議員から、市街化区域をふやしてはとの御提案でございますが、さきに述べましたとおり、現在の国、県の方針では困難であると思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、農業振興地域制度は、町が将来的に農業上の利用を確保すべき土地を指定し、集団的な優良農地を主体とした農業地域を保全形成し、効率の高い農業投資を計画的に行う長期的な土地利用計画を定めるものです。

現在、本町では、国営圃場整備事業が行われていますが、これらの事業参加土地は、全て農業振興地域内の農用区域に指定されている土地でございます。

議員お尋ねの3種農地を増やすべきとの御提案でございますが、本町の3種農地は、土地計画法に規定される用途区域内の農地であり、都市計画用途区域内の見直しが必要でございます。なお、田布施町農業振興計画は、本年度から来年度にかけて全体的に見直しに着手し、令和3年に新たな田布施町農業振興整備計画を策定する予定でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。今、町内の3種農地です。農地と言いながら潮が噴いたり、はまって、農地として利用できない土地というのがたくさんあるわけです。そういった土地を有効利用するには、やっぱり宅地にするなり店舗は難しいかもしれませんが、そういった有効利用、これをするべきと私は思うんです。今の都市計画、市街化区域との関係もあるみたい

ですけれども、やっぱり学校に近い場所とか、ちょっと便利性のいい3種農地、そういったところが見直しをぜひするべきと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃるとおり、やはり人口ふやして活性化するためには、そういった開発が必要な地域もございますが、一方どうしても農業振興地域また用途区域とかいう制度があるのも事実でございます。先ほど申し上げましたように、人口が減ってきますので、やたら開発される可能性があるエリアを国、県が増やすという方針を今持っていないというのが、今の中で考えましよう、コンパクトなまちづくりを進めましようというのが、県の強い方針として最近出されておりますので、今用途区域の見直し等も行っておりますが、かなりの理由づけとか説明がないと、県の事前審査が通らないというようなこともございますので。今用途区域内のいろんな商業地域、準工業というような色分けを変えるというものと用途区域を増やしていくというのは、またちょっとハードルは高くなってきて、おっしゃいますように用途区域に入っておりませんと第3種農地ということにはなりませんので、結果的に。用途区域を拡大する可能性があるかどうかということは、一つの論点だろうとは思いますが。現在のところは先ほど申し上げましたように、県の方針がそうでございますので、非常に厳しいというのが実情でございますが、また担当課のほうから県のほうへは確認はさせてみたいとは思いますが、なかなか難しいというのが現状でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） なかなかハードルは高いみたいですが、御存じのように、田布施町はJRもあるし、これから人口増加の見込みというのは大変高いと思うんです。その辺も見込めば、県に説得できる説得力はあると思いますが、その辺可能性としてはどうですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今、人口の問題が、御指摘がございました。人口問題につきましては、今国のほうの国立人口問題研究所ですか、ちょっと言葉が違ったら申しわけないんですが、その辺あたりの予想ですと、かなり田布施町も減ることになっておりますので、仮に増えるとするのであれば、その確たる証拠を証明といいますか、それを県に提示する必要がございます。したがって、なかなか用途地域を増やすというのは困難な状況でございます。御理解をいただければと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 可能性がゼロではないと思うんですが、その辺も今後見直し等を検討されて、ぜひお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、課長が申し上げましたように、国、県の考え方がそうになっていないということがございますが、やっぱり地域的には少し現状に合わせた用途区域の検討も必要な地域もございまして、いろんな要望がございまして、また県知事なりそういったところへ、そういった現状があるんですがという要望はさせていただきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、第2問のほうです。先日大津市の交差点で起きた園児殺傷事故が記憶に新しいです。先日5月13日の交通安全週間に東田布施地域交差点で交通立哨いたしましたが、児童が信号待ちをしていても、道路から遮るものがなく、非常に危険を感じました。

町内ほかにも危険箇所があると思いますが、現場調査をして車どめポールを設置してはどうかという御質問です。この質問通告書を出した後に、あの後福岡の暴走事故、あるいは川崎の事故、これはスクールバス関係になりますけれども、福岡みたいに100キロぐらいでからぶつかったら、こういった車どめポール全然機能しないと思うんですが、オーバーランとかあと追突されて、はずみでこういった交差点ですね、だんと車が入ってくるとかそういった危険性もありますので、ぜひともこう

いった車どめポールを設置のほうしたらどうかということでもよろしく申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

大津市での園児死傷事故が発生した交差点と同じような形状の交差点は、町内の通学路において少し調べさせましたが、おおむね20から30ということでもございました。大半が国道、県道といった大きな道路の交差点になります。町道もかかっておりますけれども、大半は国道、県道ということになります。

次に、車両が歩道に突っ込む防止策として車どめポールを設置したらどうかという御質問でございますが、こうした対策としては、車どめポールやガードレール等の設置が考えられますが、国や県に車どめポール等の設置について確認したところ、当面は設置の予定はないということでもございました。

先日、柳井土木のほうが来られまして、県事業の説明を受けました。そのときにちょっと質問してみましたが、現時点の段階では、ございませんということでもございました。

また、仮に設置費用を試算いたしますと、車どめポールは1本当たり設置費用は形状、形質によって異なりますが3万円から5万円程度となり、交差点の車どめポールを設置するためには1カ所約40万円から50万円程度の経費が必要になり、形状とか本当にとめるんかということになると、随分また頑丈なものが必要になろうかと思いますが、そういった経費がかかるということでもございます。

加えて、車どめポールは実際に車をとめるだけではなくて、とまってもらうために警告するものもあるため、一部のものを除き、必ずしも車の進入を防ぐということは困難でございますが、しかしながら一定の効果があるため、町としても、今後国、県及び警察に設置に向けた要請を行ってまいります。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。国道、県道、これで20から30カ所ということで、これ町道は何カ所かございましたか。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 町道ですと中央南のこの真ん中の交差点、ナフコさんとかマックスバリュールさんがあるところの交差点、あそこは両方町道となります。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 柳井土木ですか、聞かれてなかなか難しいということなんですけども、これ優先順位があると思うんです。特に危険な場所、児童の人数が多いところとか、そういったところはちょっと優先的にしたほうがいいと思います。先日も塩坪の交差点なんですけども、以前は信号機の電信柱が1本あったんですけど、今それもなくて、本当何もない見通しのいいちゅうか。こないだ横断歩道の旗をどこにあるんかと思って見たら、大分離れたところに突き刺すところあるんです。それで子供も遠いし、何か危ないなちゅうの、あつこの現場で皆さんと話した結果なんですけども、ちょっとその辺の優先順位として可能性はどうですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど柳井土木事務所の令和元年度の事業説明ということで申し上げましたが、本町が一番最初の事業説明でございましたので、その後、柳井市さんとかほかのまちを回られていると思いますので、そういう話は恐らく出ているんじゃないかと思いますが。当面、今予定されている事業の説明ということでございましたので、急にこういった事件、事故が多発してまいりましたので、そういった予算措置も当然ございませんので、土木としてもちょっと答えようがなかったんじゃないかなと思います。

おっしゃいますように、優先順位をつけて、既に設置をされている市もございまして、そういう危険性とか子供たちが多く通学する通学路もございまして、その辺から考えてみたいと思います。

国、県が設置しないのなら町が設置できるのかという質問も職員から出たんですけども、それは、加工申請か何かすれば国、県がつけなくても町が県道、国道へつけるのは無理じゃないですよというお話でしたが、なかなか管理上のこともございますから、やっぱりつけてもすぐ改良か何かあったらのけんにゃいけんとかいうこともございますので、私とすればやっぱり国、県にかかわる道路については、町のほうと一緒にやろうやという形でお話をいただくとありがたいかなと思っておりますので、町としても近隣の市町と一緒に、また要望活動をしてまいりたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ぜひお願いしたいと思っておりますけども、塩坪交差点のところ、今ちょうど、県道の拡幅工事しておりますよね。それに引っかけてと言うちゃあ悪いんですが、その辺も一緒にちょっと設置できればと思います。

時間帯によるんですけども、あつこも小学生が、多いとき20人ぐらい信号待ちしているんです。もしあつこのとき、だんと突っ込んできたら大事故になりますので、ぜひとも早期設置お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、穴井謙次議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） それでは、通告に基づき3問ほど質問をさせていただきます。一問一答で、答弁者は町長をお願いいたします。

まず第1点目でございますが、いよいよ梅雨を迎えますけども、防災という点で、ため池の改修等緊急対策についてということで質問をさせていただきます。

昨年平成30年7月豪雨において、広島県を中心として32カ所のため池が決壊し、ため池の下流に甚大な被害が発生をしております。国はこのことを受けて、農地の被害を防止するとともに、非常時にも機能や下流地域の安全性を確保するために、ため池の緊急点検を行うとともに、ため池対策検討チームを立ち上げて、必要なため池の改修等の緊急対策を実施するとしております。豪雨によるため池の決壊の防止や、耐震性向上のための対策改修工事、利用されていないため池の統廃合の実施、必要となる代替水源の整備を定額で支援するというふうに国は言っておりますけれども、29年の12月の議会で、そういうようなため池の質問がございましたんですけども、このときの御答弁の中で、「この田布施町内には合わせて72のため池がある」というふうに、そして「そのうちの5つが危険ため池」ということで御答弁がっております。

申し上げましたように、この国のため池に対する防災対策の施策を受けて、田布施町内のため池の改修等緊急対策への取り組みは、今どういうふうになっているかということをお尋ねしたいと思います。

また、梅雨時期を控え、ため池の点検管理は十分行われているのでございましょうか。

3番目に、ため池の統合、不要となったため池の廃止の計画はあるか。

4番目に、崩れかかっているところの改修はどのようになるのでしょうかということでお尋ねを申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

防災の視点から、ため池の管理についてのお尋ねでございますが、ため池の管理、点検につきましては、ため池所有者、管理者による日常点検のほか、危険ため池点検パトロールを実施しているところでございます。

しかしながら、近年災害が激甚化している現状から、平成26年度に、ため池所有者、管理者に、ため池の使用管理状況について聞き取り調査を行い、ため池の一斉点検を実施いたしました。点検結

果に基づき、危険と判断されたため池につきましては、本町の防災計画において危険ため池として位置づけております。この危険ため池の対策といたしましては、現在実施しております国営緊急農地再編整備事業において、危険ため池を整備することとなっております。

こうした中、昨年7月に西日本豪雨において、ため池の決壊による甚大な被害が発生したことから、国においては防災重点ため池の新たな選定基準に基づき、決壊時に下流域に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として新たに選定し、優先して対策を講じることとしております。

また、緊急時の迅速な避難については、選定した防災重点ため池を防災対策の基礎となるため池データベースに追加登録を行うとともに、浸水想定区域の改正結果をもとに、本年度より13のため池でため池管理者や関係機関との情報共有体制の構築に取り組んでおります。

防災重点ため池のうち、特に老朽化が激しいため池から整備に着手するとともに、不要になったため池の切開に取り組むなど、ハード対策についても引き続き計画的に実施してまいります。

なお、本年度は、3カ所のため池で調査設計を実施する予定としております。危険ため池につきましては、毎年、梅雨時期前に関係機関、地元関係者、消防署を交え、危険ため池緊急パトロールを実施し、非常時の操作手順、連絡体制及び避難場所の周知、応急措置や日常管理、恒久対策の必要性等について、危険ため池点検表を策定し、ため池管理者に周知を図っているところでございます。危険ため池以外のため池につきましても、多くが江戸時代から明治時代に築造されております。

また、近年の農業者の減少により利用されていないため池や管理不十分なため池も実存していることから、ため池の廃止の検討やため池を放置しないようお願いしております。

ため池の改修につきましては、ため池所有者、水利権者との合意のもと、切開や埋め立てなどの廃止への検討や、整備する場合には地元負担金額や整備後の維持管理体制等について協議の上、国の示す最も有利な補助メニューを活用し、整備することとしております。

町としましては、国、県の防災支援システム等も活用し、ため池管理者などと緊密に連携しながら、ため池の防災、減災対策のさらなる充実、強化に取り組んでまいります。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。今13のため池で特に検討しておるということでしたが、この中で先ほどの5カ所ほどの危険ため池のほかに増加したということでもよろしいのでございますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） すいません。13カ所につきましては、昨年7月、西日本の豪雨によって、防災重点ため池というのが指定されました。これについてさらに増えたという形の中で、13全部で防災重点ため池、危険ため池と合わせまして17カ所でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 一応17カ所ということでございますね。危険ため池のほかに防災重点ということで考えられているということですね。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 危険ため池も含め17カ所でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 私も実際にこのため池の状況というものを、ちょっとどういう状況かなということを見て回りました。72カ所あるということではあるんですけども、本当に実際にはどこにあるのかなと、あるはずのところが、もう埋められているとかいろんなことで、よく確認できなかったところも大変多いわけでございます。

先ほどの町長言われましたように、特に優先的に危険ため池を圃場整備と並行して整備していくとか、そういうことをされているということ、特に城南地区等を見させていただきましたときに、非常にきれいに立派に管理、改修されておまして、地元の方もちょうど私行ったときに出て来られ



て、非常にきれいになって、よくなって、また安全の面でも非常に喜んでおられたわけでございます。

ところが、やはりため池の中でも、結局周りに全く柵がなかったり、車で通りましたんですけども、ちょうどカーブになっていて下手すると、そのため池に車ごと落ちるんじゃないかという、ちょっとそういう危険をはらみながら感じながら見させていただいたわけでございます。

そういう中で、そういうところの、実際に先ほどのため池のデータベースということを町長お教えになりましたけれども、実際に回ってみまして、本当にため池で柵もない、そしてまた要するに所有者、管理者というかそういうのは誰がどうなっているのかという、そういう表示はほとんどがないわけでございます。そういう中で、本当にこのため池が、本当に有効に管理されているのかとかいうことを、非常に見目で疑問を持ったわけでございます。

そういう中で、先ほどお話をいただきましたけども、いわゆるため池所有者、管理者、水利権者によって、日常点検とかため池点検パトロールを実施しているというふうに仰せになったわけですが、この辺の本当の実態ちゅうのがどうなのかという、ちょっと疑問を持つてございしますが、いかがでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、ため池もたくさんございますが、その状態がそれぞれ違いますから、本当にしっかり管理されているところもございすし、水利権者の方が出て、5月ごろ一生懸命管理をされているところもございすが、全く草も刈られずに状態がよくわからんんじゃないかと思われるようなため池もあるのも事実でございす。

国は防災上、緊急ため池というものを指定して、何年間で危険ため池をなくすというその防災上の観点から、国も事業を今進めておりますので、町のほうも経済課のほうに、できるだけ多くの危険ため池がこの際整備できるようにということをお願いしているところでございますが、パトロールして、ため池の点検表というのをつくってお渡しをして消防とか関係機関も出てするわけですが、なかなかそれが実際の管理にどの程度生かされるんかというのは、また担当課にも聞いて指導もしてみたいと思います。やはり耕作者が減ってきて、管理される方もかなり減ってきているなどというのは事実でございすし、圃場整備特に行いますと、昔のように水利組合というのがなくなって、昔と変わったような形態になってきたときに、昔のような管理ができるのかどうかというのは、やはりちょっと十分注意してやっていきたいと思っておりますので、御指摘ありがとうございます。十分検討させていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 具体的にこの5月に大波野地区で危険ため池を皆さんでパトロールされて、それに基づく改修なりが具体的に報告されて、そのことに取り組まれているということも見せていただいております。

そういうことで、一度壊れますと大変なことになりますので、そういう点で非常に事前のそういう取り組みをしっかりやっていただきたいというふうに思わせていただきます。と同時に、先ほどのお話ございましたように、いわゆる実際には利用されていないとか、要するに農業利用がされておらずに、適正に管理されていないため池が、実際に多くなっているというのが現状だと思います。

それと、やはりその水利権者がいわゆる農業をやっていないとかそういうことで、水利権者の今どこにいらっしゃるのかとか、そういうことで、本当にこのため池なんかを改修しようとしたときに、そういう皆さんの同意を得るといことが、非常に誰が今どうなっているんだということを追跡していくのも、非常に困難な状況にあるんじゃないかというふうに思わせていただいております。

そういう面で、このいわゆるため池のデータベースということもございすけども、その一つ一つそれぞれのため池の管理を本当に有効にしていくために、そういうようなものをしっかりと維持していくとか見直していく、そういうことが非常に大切じゃないかということも思わせていただい

おります。

特に具体的に水上のところのため池があるわけですが、これも既にのり面壊れておりまして、これ地域の住民の方が好意的にブルーシートを張って、それ以上の倒壊はしないようにということでされておるわけですが、そういうことを考えますと、町長、先ほど言われましたように、早急にそういうようなところを直していただくというか、そういうことを進めていただきたいと思うんですが、いかがでございましょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員のおっしゃるとおりでございしますが、その件につきましては、当然管理者とまた受益者等々ございますので、当然合意の上で切開するか、また改修するかという形になるかと思えます。今、現在、職員のほうも話を進めておるといところでございしますので、その点で御理解をしていただければというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） その件に関して、該当する管理者というか、水利権者というか、そういうのをデータの的には町としてお持ちなんでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） データとして危険ため池ということではないのでございませんが、当然地権者がおるとい中で、それを調べた上でお話をさせていただくと、当然下の方もいらっしゃるということでございしますので、当然耕作者がいればその方の同意もいただくということになるかと思えます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。長いこと放っておられるという状況にございまして、どうなっているのかなということも、やっぱり皆さんの不安がございしますので、行政としてもできるだけ早く対応をしていただければというふうに思わせていただいております。

いずれにいたしましても、非常にいろんなところのため池があつて、それがいろいろな面で役に立ち、またいわゆる防災という面でのやっぴいかなければ、そして安全という面で、子供たちがそこにいて遊んで間違つて落ちるとか、先ほどの車が落ちるとか、そういうような柵もないというようなこともたくさんございしますので、そういうことも含めて、全体的な安心・安全ということで対処していただけたらというふうに思わせていただきますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

次に、質問の2番目に入らせていただきたいと思います。

介護保険事業についてということで、お尋ねをしていきたいと思ひます。答弁は、町長にお願ひいたします。

介護保険特別会計の収支は、高齢化に伴う介護対象者の増加に伴い、年々厳しさを増しております。田布施町の現在の4月1日現在の総人口が1万5,271人と、いわゆる65歳以上の高齢者が5,423人ということになっておりまして、既に高齢化率が35.5%というふうに3人に1人以上が、もう高齢者というふうなことになっているのが現状でございします。

そういうことで、介護サービス等諸費は28年度には11億7,400万円、29年度は12億9,200万円と増加傾向にございします。30年度は介護保険料が増額されておりますけれども、30年度決算見込みで介護サービス等諸費はどのようになりそうでございしょうか。

また、介護給付費準備基金は、28年度末では5,800万円、29年度末では4,100万円でありましたが、30年度末の見通しはどのようになりそうでございしょうか。

2番目に、健康年齢を向上させるため、これは介護給付費の抑制を図るということにございしますけれども、健康年齢を向上させるために町としてどのような取り組みをされているでしょうか。また、町民に日常生活の中で実行してもらいたいことは何かと。

3番目に、認知症高齢者とその家族に対する支援や見守り対策はどのように行われているかということについてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は、介護サービス等諸費と介護給付費準備基金の見込みについてでございます。

まず、平成30年度の介護サービス等諸費は、前年度に比べ約200万円減の12億9,000万円と見込んでおります。

また、30年度末の介護給付費準備基金は約3,500万円増の7,600万円程度と見込んでおります。介護保険制度では、3年ごとに今後3年間で必要となる介護給付費を見込み、保険料を算定いたします。保険料は3年間固定されますが、給付費は年々増加が見込まれるため、初年度となる平成30年度は保険料が給付費を上回りますが、逆に3年目の令和2年度には、給付費が保険料を上回り、準備基金を取り崩すこととなると見込んでおります。

2点目は、健康年齢向上のための取り組みについてでございます。

町では、いきいき百歳体操や町歌体操の普及に力を入れております。現在、町内に8つの自主的なグループがあり、集会所等を活用して、これらの体操を行う等健康づくりに取り組んでおられます。

また、健康を維持するためには、生きがいを持ち、充実した生活を送ることが大切と考えており、本年5月からはみんなのカフェと題した、高齢者が気軽に集える場所を毎週木曜日に高齢者いきいき館で開催しております。いきいき百歳体操と同様に、今後このような集いの場が町内各地で自主的に立ち上がり、生きがいの場づくりが増えるよう支援していきたいと考えております。

このほかにも、健康寿命の延伸のためには、高齢者だけでなく若いうちから健康づくりに関心を持って心がける習慣を養うことが大切なため、保健センターでは、減塩、1日350グラム以上の野菜の摂取、1日30分以上体を動かす、この3点を皆様に実践していただけるよう呼びかけております。

このほかにも、健康に関するイベントの参加や減塩や生活習慣の改善に向けた取り組みに楽しみながら取り組めるよう、ポイントをためて、抽選により特選品などが当たる、たぶせ健康マイレージといった事業等も行っております。

また、糖尿病などの生活習慣病は重症化すると不自由な生活を余儀なくされてしまいます。このため、若いうちから自分の健康状態を意識していただけるよう、生活習慣病の早期発見や予防を目的とした、特定健康審査やがん検診の受診率向上に取り組んでおります。

しかし、特定健康審査受診率は山口県が全国最下位、また本町の受診率も低迷しており、健康への関心が薄い人が多いと感じております。

このようなことから、町では5月28日に、全国健康保険協会山口県支部と健康づくりの推進に向けた包括的連携協定を締結しました。今後町民の健康増進と健康寿命の延伸、心身ともに健康で暮らせる社会の実現に向け、互いに協力して取り組んでまいります。

3点目は、認知症高齢者とその家族に対する支援や見守り対策についてでございます。本町では、認知症地域支援推進員を配置しており、認知症についての相談支援や、状況に応じて、田布施地域包括支援センター等の支援機関などと連携し、支援体制の確保等行ってまいります。

また、困難なケース等に対応するため、認知症初期集中支援チームを平成30年度から設置し、認知症サポート医と専門医がチームとして対応に当たっております。このほかにも、高齢者いきいき館など、町内3カ所でオレンジカフェという名称で集いの場を設け、認知症の方やその家族の方が悩みを抱え込まずに気軽に相談でき、意見交換等が行えるような取り組みを行っております。

また、高齢者見守りネットワーク事業は、民間事業者と協定を結び、新聞がたまっている、また高齢者の異変に気がついたときに連絡体制を整備し、早期対応につなげるものでございます。この事業では、徘徊等の心配がある方に事前登録を行っていただき、万が一、行方不明になった場合などの早期発見に備える取り組みも行ってまいります。これからも現場の声や他市町村の事例など情報収集に努

め、ニーズに合った施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。実際に今、介護の認定者として、約1,000名をちょっと切るぐらいの方が介護の認定者であるということ、それとまた認知症に登録されている方というか、認知症の方が既に平成28年度で563名いるということが、この町の計画の中で調査事項として載っております。

そういうことで、大変高齢化による介護ということに対して、大変な重要な問題になるというふうに思っておりますし、保険料が基準額が5万6,800円だったのが30年度から7万400円で一挙に増額されたということもありまして、皆さん方それぞれに、何とか安くならんもんだろうかということをおもうわけですが、現実としては非常に高齢者どんどんふえていくという中で、何とか保険料が上がらないようにという形で、そういうような準備基金ということも、先ほど町長申されましたですけども、そういうものも鑑みながら、できるだけ負担が少なくなるようにということをお願いしたいと。

と同時に、先ほどお話ございましたけども、やはり健康年齢を向上させていくということ、私も町民が本当に真剣に行政とともに一体となって努力していかなければいけないことだ、そのことによって、お互いが本当に助け合って、共助という形でやっていけるというふうにも思わせていただくわけでございます。

先ほどもいろいろ話ございましたですけども、本当に実際に町民の健康を向上させるために、町は先ほどのお話のように特定健康診断とか高齢者健康審査とかそういうような生活習慣病をなくすためにいろんなことをやられ、またがん検診とかされているわけでございますから、実際に受診率が低いということをお話になったわけでございますが、実際には今、どれぐらいなんでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 特定健診につきましては、約24%程度の実施率になっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 24%といいますと、本当4分の1しかいないということでございますので、将来的にはそれを本当に50%かそういうところまで引き上げていくように努力していかなければいけないんじゃないかというふうに思わせていただきますし、そういう面で、また呼びかけなりPRなりということをぜひやっていただきたいというふうに思わせていただきます。

それから、そういう高齢者のいわゆる何というか、このごろ引きこもりとかいうようなこともいろいろ話にも上がりますけども、町としては先ほどのお話で、みんなのカフェとか、それから認知症予防という形でのオレンジカフェとか、そういうものをなっているということでございます。

実は私もこれが実際どのような状況なのかなということを思いまして、ちょうどこの間城南でオレンジカフェがございました。それで、実際に参加された一般住民の方は、たしかいわゆるお年寄りというか高齢者でございますので、5人だったと思います。それで町の職員の方がお2人と、それから包括支援センターから、また6人お見えになっておりまして、8人の方がいろいろとオレンジカフェという形で皆さんもいろいろお世話されている、そういうことに接しさせていただいたわけでございます。

本当に町がそういうふうに、実際参加されている人よりは、お世話される方が本当多いということ、一生懸命、熱心にそういうことに対して町も取り組みになって、少しでもよくなるようにと、認知症がふえないように防止をするということで、御努力されているたまものだろうというふうに、私は見ながら、こういう催しとかことは、今城南と麻里府でおやりになっている。そして、そのいきいき館でやるという形で、まだまだ3カ所しか計画されておられませんけども、そういうことを皆さん町がせっかく皆さんのために頑張っておられることを、町民の皆さんにもよりPRをして、

これを生かして有効に使って、少しでもそういう介護を受ける人が少なくなるということに努力していくことが大切かと思わせていただきます。そういう面で、もっとPRされたらというふうに思うんですけども、どうお考えでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） いきいき百歳体操やみんなのカフェそしてオレンジカフェなど、こういった地域の活動につきましては、今後もっともっとPRを広報やホームページなどいろんなところで行って行って、支援できるようなまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ぜひそういう面でよろしくお願ひしたいと思います。

それと、認知症の高齢者見守り事業の中で、認知症サポーターの養成講座というのをやっているというふうに書いてございました。これについて、どういうことかちょっと具体的に御説明お願ひします。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） これは、認知症に関する講座を出向いて行って、その講座を受講することによってオレンジリングというのをお渡しして、認知症の方に接するものであります。現在、約1,600名程度がこれまでに受講されております。去年は田布施中学校で行いましたので、ちょっと数百人程度大きくふえています。これまで田布農やほかの学校でも行ったことがあります。学校の場合は学校側から時間をとるのがなかなか難しいということで、ちょっとなかなかどうしても毎年ということにはならないんですけれども、今後も多くのいろんな方に受講していただき、認知症の方の接し方について伝えていきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。ということは、小学生、中学生、子供たちもいわゆるサポーターとしてやっていくということですね、ありがとうございます。

実は、先日ちょうど西公民館で青少年の育成の会議がございました。そのときに、学生さんが作文を発表されたわけでございますけども、その中でやはり御家族のおじいちゃん、おばあちゃんがいわゆる認知症そういうような状況の中で、介護の状況を作文にしたためられて、そういう発表がございました。非常に心温まるものを感じながら、聞かせていただいたわけでございますけども、そういう面で、本当にこれから年寄りが、どんどん高齢者が増えていくわけでございます。私もその中の予備軍でございますが、そういう中であって、本当に町民の一人一人が、より若く元気に健康的に長生きできる、そういうような活力ある田布施町となるように、もっともっと町がされているといういろいろないい活動を皆さん方にPRしていただいて、こぞって元気なまちづくりができるように御努力等をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

3問目の質問に移らせていただきます。太陽光発電施設設置に関するガイドラインの策定はできないかということでございます。答弁は町長にお願ひいたします。

太陽光発電施設に対して、近隣関係者から不安の声を耳にいたします。太陽光発電施設の設置運用に関し、事業所等が事前に町及び隣接住民に対して事業計画の報告等、遵守すべき事項をガイドラインとして策定できないでしょうか。

自然環境の保全と良好な景観の形成を図るとともに、事故、公害及び災害を防止し、地域住民の不安をなくし、良好な生活環境を守る必要があるのではないかと思いますがいかがでございましょうか。よろしくお願ひします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

太陽光発電施設の設置が全国的に増加し、町内においても増加している状況でございます。これに伴い、反射光トラブル、雑草トラブル等の近隣トラブルに関する苦情が町にも寄せられております。

町としても、何らかの対応策がないかとして検討しているのが現状でございます。

議員からガイドラインの策定はできないのかという御質問でございますが、太陽光発電設置等の設置条例は、数は少なくございますが、幾つかの条例で幾つかの自治体で制定されてきております。しかしながら、設置の許可権は国であり、自治体には強制力がなく、どの自治体も苦慮しているのが現状でございます。

県では、顕在化する新たな環境問題として市町村の要望も踏まえ、平成31年3月1日付で山口県環境影響評価条例施行規則を改正し、メガソーラーを環境アセスメントの対象事業所に追加いたしました。敷地面積を50ヘクタール以上対象としておりますが、林地開発を伴う事業については、森林が有する水源涵養機能等への影響を考慮し、20ヘクタール以上と厳しい要件にしております。

私は、こうしたものは、広域的に共通的に対策をする必要があると考えておりますので、県内の市町に策定を呼びかけ、今後先進地の調査、研究を行って、ガイドラインの策定について早急に検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。今、周りとの市町村とも県全体、そういう広い範囲でいろいろと対策を講じていくという意向もございましたけども、本当に私は実際に耳にいたしましたので、自分は心臓に持病があるということで、ある日突然家の前に太陽光の施設ができるということを聞かれたわけでございます。そうなりますと、従来から電磁波とか反射光とか、いろんな従来から言われていることとございますけども、自分自身が心臓が悪いんで、それがストレスになって、本当に心配だというようなものにそういう方のお話を聞いたわけでございますが、いろいろと知らないうちにいきなり工事が始まるとか、そういうことが間々昔はあったわけでございますけども、そういうことがどんどん改正されながら、現在の太陽光のいろんな施設が町内にもいろいろとできて、さらに安全とかそういう面でもいろいろとフェンスの設置とか立ち入り禁止とかいろんな看板とか、そういうことも改善されてきながらの、いろんないきさつがあることはよく承知しておるわけでございます。

しかしながら、町長も今お話されましたように、いわゆる国が許可してくるということで、町としてそれをどうこうゆうことは、今んとこどうこうできないというお話でございますけども。少なくとも、住民、町民が本当に安心して生活していくというか、これからやっぱり太陽光ももう既に年数がたってきておりますけども、耐用年数がこれから経過をしてしまうと古くなるということで、またそういうものの廃棄とかいうことも、これから問題になってくると思います。そうなりますと、いわゆる産業廃棄物というようなことの問題にも、今度かかわってくるかと思えますし、また町内の景観ということに関しましても、またいろいろ景観条例ということもあると思うんですけども、そういうような面での対応も、今後問題になってくるんじゃないかというふうに思わせていただいております。

そういうことで、少なくとも皆さん方に安心して暮らしていただけるように、いわゆる設置業者に対する指導といいますか監督といいますか、そういうことで、町としてガイドライン等の検討していただいて、そういう面の町民の安心・安全ということで取り組んでいただけたらというふうをお願いしたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほどお答えいたしましたように、ガイドラインというのをつくっているところが幾つかございますので、それを参考にさせていただいて、町に届け出事前協議というような仕組みがとれればということで、今考えているところでございます。

やはり柳井につくっても光につくっても田布施につくっても同じガイドラインで事業者を協力を願うというのが、やり方が違うとどうなんかなというのが、少し気持ちの中にありまして、田布施でこうしたいというのを柳井広域圏とかそういったところへちょっと持って行って協議をさせてもらいた

いというふうに、今思っております。もう少し時間をいただけたらと思います、すみません。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。今、町長仰せになりましたですけども、広域で積極的にいろいろと対応していただけたら、町民としても安心ができるのかということで、安心・安全のまちづくりということで、ひとつ積極的に御検討のほどをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、穴井謙次議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで、暫時休憩にしたいと思います。ちょっと長いんですが、再開を10時45分にいたしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 一問一答で3問、いずれも町長に御回答をお願いします。

まず1問目は、空き家対策と税についてと題しまして、管理されている空き家と放置状態となっている空き家の二極化が進んでいる。管理されている空き家も高齢化や遠距離在住により、手入れが行き届かなくなる可能性が高い。税の制度上有利な誰も居住しない空き家状態が長期になると、最終的には「特定空き家」となる。現状の空き家は、特定空き家予備軍と言える。自治体レベルでは、都市から地方へ交付金としてお金が流れ、個人レベルでは、親の死亡により地方から都市へととなっている。相続に起因する地方の金融機関の預貯金量の減少で、地方金融機関の力が衰えれば、そのエリアの力も衰退する。町内在住の高齢者の死亡により、帰郷の意思のない相続人に対し、家屋の解体を促すような取り組みはなされているか。また、死亡に関連して発生する税の滞納状況は。町長お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

空き家問題については、以前から老朽化、管理上のさまざまな問題があり、平成28年に田布施町空き家対策計画を策定いたしました。その後、毎年見直しを行い、現在に至っているところでございます。

また、平成30年度末までに、延べ空き家詳細調査を14戸行い、田布施町空き家対策協議会において、そのうち12戸を特定空き家と認定いたしました。このうち、既に5戸が除去済みとなっております。また、特定空き家と認定された残った8戸につきましては、所有者へ文書、電話等で特定空き家の改善、除去をお願いしておりますが、経済的な理由等により改善、除去が進んでいないのが現状でございます。

町内在住の高齢者の死亡により、帰郷の意思のない相続人に対し、家屋の解体を促すような取り組みがされているかとの御質問でございますが、このような家屋は特定空き家ではございませんので、解体を促すような取り組みは行っておりません。

なお、特定空き家を除去する際には、毎年、1戸当たり50万円の除去費を2戸分、計100万円予算計上しており、これらの空き家詳細調査、除去事業は、いずれも国の補助事業となっております。また、特定空き家の発生防止として、固定資産税等の納税通知書を送付する際に、空き家対策特別措置法の概要パンフレットを同封して啓発に努めております。

次に、死亡に関連する滞納については、さまざまな事案がございますが、固定資産税についてお答えいたします。

通常、納税義務者が死亡された場合には、その相続人が納税義務を継承し、承継し、また、所有権

移転も行うこととされておりますが、所有権移転が行われない場合は、相続人全員の共有として連帯納税義務が生じます。つまり、相続人が明らかな場合は、登記名義人が死亡の場合でも相続に対して賦課し、他の納税義務者と同様の徴収事務を行います。

一方、相続人が不在の場合や相続人全員が相続放棄された場合は、相続財産管理人が選任され、財産を処分される手続が行われますが、相続財産管理人が選定されず放置されるケースもあります。このような所有者不在の滞納件数は、平成31年3月末時点で11件でございます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 所有者不在で11件の滞納ということで、税についてちょっとお尋ねしたいんですが、テレビ等マスコミで、企業誘致のために自治体独自の優遇策として、固定資産税等を安くしたりするような話をよく耳にしますが、ここ田布施町において、町独自の税の制度設定というのは、どのようにすれば可能になるのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 本町でも企業誘致の奨励に関する条例をつくっておりますが、固定資産税をある一定の期間減免するという制度は、本町だけでなく企業誘致の関係で持っておりますが、それはあくまで固定資産税を減免するという形の制度で、それは本町にもございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 町独自の制度設定が可能ということで、私はこの空き家についても、税の設定の必要性を感じるわけなんです。というのが、親が亡くなる、都会に住んでいてふるさとに帰る気がない、ですが、家屋があるために税金が安いわけですよ。で、この税が安いというのは、昭和の高度経済成長期に投資目的防止あるいは持ち家の勧める、推進を進めるために、早く更地を持つとったらその所有者は家を建ててくださいと。という、どんどん世帯数も増えていきよった時代ですから、その時代は更地に家を建てたら税が安くなるという、これは政策として正しいと思うんです。

今、この5月から令和になりましたが、世帯数も減少していきます。親が亡くなる、そうすると、帰る気がなくても家を壊したら税金が高くなるから、住む気がなくてもあるいは近所迷惑になるけど、税負担が大きいのでそのままにしておく。ですから発想を、税に対する発想を変えて、住む家を放とったら税金は高いですよと、更地にしてくださいと。更地にしたら税は逆に安うしますと。そうすると、地域の人も迷惑、放棄されたような状況になっておっても、まあちょっと草、道の草刈ると同時にちょっとやとときゃあ、その隣近所余り迷惑にならんじやろう。

家はどんどん古くなるから、最終的には特定空き家になりますので、特定空き家を防止する面でも、田布施町独自に、住まん家は、例えば3年でも5年でも期間は要るでしょうが、放とくとそこからは税が高うなります。家を解いてくださいと。

家を解体すれば、例えば、親が亡くなることによって2,000万円、親が財産残しちよったとしますね。家屋を解体しなければ2,000万円がみんな都会のほうへ、個人レベルじゃみんなお金がいつちやうですね。家を解体してもらったら、例えば300万円でも地元の建設業者なり産廃業者なりに、地域活性化のために、この2,000万円のうち、300万円お金が落ちれば田布施も助かるわけですから、住まない家はどんどん家を崩してもらおうような、そういう税制について、今、私は急に提案しましたが、私の提案どのお考えでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） すばらしい発想で、ちょっとびっくりいたしますけれども、やっぱり亡くなられても、うちの女房のほうの両親も亡くなってしまって、どうしようかということなんですけど、兄弟が3人おりますが、それぞれにも事情がありまして、帰るのか帰らんのか、誰が跡を継ぐのかわからないという状態で、そんなに新しい家、古くもないんですけども、私の感覚から言うと、もう10年ぐらいは、それぞれの考えがまとまるまで置いておくか、その後、経過すれば解体するか、



そこに住んでおりませんので、責任があるということで思っておりますが、画一的に何年たつたらもう税が上がるとか、解体しなさいというようなことというのは、それぞれの家庭の事情、相続人の思惑もございますので、そこは、やっぱり憲法で保障されております人権ですとか、そういったものは保障しないといけないのかなという気はいたします。

確かに、そのまま置いておきますと、特定空き家になってしまうことも事実でございますので、それも皆、全国の方が思われていると思われま。東京でもやっぱりアパートが空き家になって、団地に、大きな団地にもう何人しか住んでいないというのをどうしようかという話というのが、絶対施設というのは、インフラというのは老朽化しますし、それを新しくつくっていくというような日本に力があればよかったんでしょうけど、やはり人口が減少していくということは、国全体の財政力、その経済力がないということになりますので、やっぱり右肩が下がってしまいますと、それを将来どうつないでいくかというのは非常に難しい問題であると考えます。

ですから、今、松田議員が御提案のような制度も、何年かすれば全国的に取り上げられるんかと思いますが、私、今ちょっと急に御提案されましたので、そういった見地は持っておりませんので、私の実感だけ申し上げましたが、ちょっとすぐというわけには、なかなかいかないのじゃないかなという。お気持ちはよくおわかりです。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 将来の特定空き家になるのを防ぐ意味でも、やっぱり知恵を出し合せて、防げるものはみんなで考えていかなきゃいけないテーマだと思いますので、ちょっと持ち家に対する税のその逆転の発想のような提案をしましたが、行政のほうでも考えてみてもらったらと思います。

じゃあ、もう一つ、これは再提案なんですけども、一度は前町長のときに断られたんですが、好条件物件については寄附を受け付けたらどうかという提案なんです。空き家バンクをもう一段発展させて、寄附の受け付けを検討したらどうかという提案です。

家があると管理も難しくなりますので、中心街からの距離とか、道路に面しとるとか、面積とか、こういうふうな条件のくくりは要るでしょうけど、とりあえず更地の、これでしたら寄附を受け付けても管理はそんなに苦勞をしなくてすむんで、何件か更地の寄附を受け付けてみたらどうだろうかという提案です。

売却益がそのまま町の収入になります。また、町外の方には若干値引きして、田布施に人口増のための人を呼び込むという施策にもなりますので、条件のよい更地については、何件か寄附の受け付けをやってみるとい、この案はいかがでしょうか。

空き家については、前町長のときに「そういう考えはない」という、以前に言われた記憶があるんですが、どんどん時代も変わっていつていますし、経済状況も変わっていますので、家があると管理も難しいですから、とりあえず更地で数件やってみるといこの案はどのようにお考えになりますか。お答え願います。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 長信前町長のときに、空き家についてはお答えいたしておりでございまして、やはり申し出を全部町で受けるというわけにもいきませんし、答弁としたらそのとおりだと思いますが、更地でございますか、そういったものについては、以前、何件か受けたことがございます。やっぱり、駅の前の旧の市街地ですか、旧の何というんでしょうか、商店街ですか。（オオシタ）さん、本屋ですか、あの辺がもう更地になってございまして、町で何か公共のために使ってくださいというようなものについてはお受けをしております。

それは、やっぱり町としての活用目的があるというのが前提で、特に駅前とか、今ああいう状態でございますが、何とかしたいというようなところは当然そういう申し出があれば、検討させていただ

くほうがいいと思いますが、更地につきましても、町が不動産屋のような業務というのは、町の業務としてすることができませんので、寄附されたものを分譲ですか、そういったものを使って売買していくというのはふさわしくないと考えますし、できないんじゃないかなと思いますけども、やっぱり代替地であったり、公共事業のここ道路をつくりたいと。なかなかそういう用地交渉が難しいというときに、代替地としていいところであれば、御提供ができるというようなものであれば可能だと思いますので。

ですから、公共的な事業の実施の見込みがあるかということが、一つ見きわめになるんじゃないかなと思ひまして、私はそういった町として、将来的に公共事業等で利用ができる用地であれば、寄附のほうは募集はしておりませんが、個別の申し出があれば、検討はさせていただきたいというふうに思っておりますし、そういう指示は、各課のほうにもいたしております。

それと、空き家とか空き地とか、やっぱり基本的には民間の主導で、何とか不動産の関係の業者もたくさんおられますので、そういった方と情報連携とりながら、民間主導で開発が行われるというのが本来の姿ではないかなと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 一言でいえば、不動産屋とは行政は違うということになるんですが、利用等が代替地等でできるような、ケース・バイ・ケースでそういうあたりも必要なもの、役立つような感じであれば受け付けてもらったらというふうに思います。双方が助かるようなケースですね。

じゃ、2問目行きます。

働き方と職場モチベーションについてと題しまして、昭和の高度経済成長期は右肩上がりとなり、将来は明るく輝く社会を国民は期待した。民間企業の働き手と公務員は終身雇用、年功序列の制度を信じ、安心感を持ち、職場への忠誠心につながった。良好な職場関係は働く人々のモチベーションを引き上げる。昭和の成長期、平成の暗転期、少子高齢化に起因する生産年齢人口の減少による令和の衰退期となりそうである。

ここ田布施町も、管理者によるモチベーションマネジメントの重要性が増している。働き方の変化で個人の自立性が問われているが、成果主義で管理者は個人を評価するだけではいけない。働く人々一人一人を後方支援する働き方が求められる。管理者は、働き手が意欲的に仕事に取り組めるように配慮が必要だ。どのような対策をされているかお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

モチベーション、これは仕事に対する興味や関心から生まれるやりがいや達成感など、職員自身の内から成る内発的動機づけと、やりがいや達成感など、外部からの働きかけに基づく外発的動機づけの3種類に大別されると言われております。

本町でも人事評価制度を平成27年から実施しております。本町の人事評価制度は、職員一人一人が所属課の運営シート、Aシートと申しておりますが、をもとに重要課題等を踏まえ、その年度の目標設定し、職務遂行していく中で、その成果の確認、評価を通じ、目標意識の改善へ向けての努力と積み重ねを行っていく目標達成シート、Bシートと呼んでおりますがと、役職ごとに求められる能力や役割等を評価し、評価結果をフィードバックして職員みずから現状を認識し、今後の能力開発や部下育成の指針とする人材育成評価、Cシートと呼んでおりますが、これを実施しております。

モチベーションには個人差があり、同一人物でも時期に応じて変動が生じるものでございます。このため、常日ごろのコミュニケーションは非常に重要となります。どの課においても共通してコミュニケーションをとることは大切なことであるため、目標達成評価等の項目に入れるよう指示しております。

また、平成29年度に新規採用職員が入庁後、1年にわたって育成担当者及び所属課長とともにつ

くり上げていく新規採用職員育成マニュアルを策定し、2カ月ごとに振り返りシートとチェックシートを作成させ、指導と育成を計画的に実施するようしております。

さらに、平成30年度に職員研修基本方針を作成し、職位に応じて、県セミナーパークや広島市職員研修の必須講座を定め、随時受講をさせております。その他、本町の独自研修を実施したり、広島広域圏職員共同研修事業や、山口県町村会の町職員調査研究事業など、さまざまな研修に職員を参加させております。

また直近では、町内でつくる子育てワーキンググループに若い職員を起用し、その能力を発揮してもらうこととしており、今後も新たな課題に若い職員を起用していきたいと考えております。

厳しい財政事情の中、新たな事務の発生や、国、県からの権限移譲等により業務量が増大し、必要最少人員で多様化する町民ニーズに的確に応え、すぐれた行政サービスを提供していくため、職員一人一人がそれぞれの役割に対応した能力を備えることができるようにするとともに、職員の意欲に対応して個人の能力を最大限に伸張することにより、町の組織力を一層強化できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 新人職員に対して29年度から、若い職員に指導的立場の人がついて、仕事は当然のこと、それ以外のことに相談に乗るアドバイザー的な、そういう人をつけて指導するという、新規育成マニュアルと言われましたか、ちょっと違ったらごめんなさい、大変いいことだと思います。

こういうふうな制度がとられて、若い人が悩みを抱えずにいろんなことにチャレンジするような、自立性を持った仕事のやり方をしていくのは大変いいことだと思うんですが、4月の広報だったか、5月だったか、若い職員2名が退職という記事を目にしました。そこで感じたのは、管理者のその若手のモチベーションをアップするための後方支援の働きかけが少し足らなかったのも、退職する原因の一つかなというふうに感じたんですが、このあたりはいかがなものでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 育成担当をつけて、課長がというわけにいきませんので、いつもそばにおる身近におる係長と育成担当者ということでつけてやっております。ですから3人でやっていくということになります。昨年退職いたしましたのは、1人は音楽がやりたいと。結構腕のいいドラマーでした。ドラムで結構東京のほうじゃ有名な職員だったらしいんですが、1年間ずっと考えてきたんですが、やっぱりもう一回東京で音楽をやりたいということでございましたので、急な申し出ではございましたが、それぞれの人生がございましたので、田布施町出身ということで有名になるようにということで送り出したような次第でございます。もう一人は結婚ということでございましたので、おめでとうございますということでございました。

ですから、それぞれ若い方は価値観が、私どもは昔役場に入ったら、もう60まで何が何でも役場にしがみついて、町民のためというふうな感じでございましたが、今ごろの若い方というのは、何と申しましょうか、価値観が、やっぱりいろんなものを経験してみたいし、いろんなものを勉強してみたいというのが、基本にあるような気がいたします。ですから、それを、役場に入ったから役場にずっとおれ、縛りつけるようなことをしてもなかなか難しいのかなという気はいたしますが、管理者としては、せつかく入った新入職員は、やっぱり一緒にずっと仕事ができるように指導はしていきたいというふうに思いますし、それぞれ職員の思いが違いますから、なかなか思うような結果にはなりませんけれども、入った職員が楽しく笑顔で仕事ができるように指導はしていきたいというふうに指導しております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 私も町長が言われたようなその理由というんですか、それは耳にし

ました。でも、表向きはそうでも、何か隠れている部分が、実際には潜んでいる部分があるんじゃないかという気がしましたので、この退職の部分。だから、本当に管理者によるモチベーションを上げるための後方支援というのが、行き届いた、マンツーマンでちゃんとなされているのかと。場合によっちゃあ、人によっちゃあストレスのようなのを持って行き場がないと。

じゃけえ、その音楽家を目指すにしても、そしたら田舎のほう就職せずに、そのまま都会に残って続ける方法もあるわけですから、何か。まあ、こういうふうなことを言いますと、場合によっちゃあ個人攻撃みたいなことになっちゃあいけませんのでもう置きますが、しっかりモチベーションアップのための後方支援というのをやってもらったと思います。

少し長くなりますが、職場フロア対策というのを行政のほうに考えてもらいたいんで、ちょっと自分の思いを読んでもみます。

庁舎の耐震化が完了し、各フロアとも随分明るくなった。エレベーターも設置され、地域住民にとって1階も3階も大差なくなった。また、高齢者も身障者も便利に各フロア利用が可能となった。住民に提供するサービスの視点に立てば、町のエレベーターを設置する決断は、住民サイドに寄り添ったものとして費用対効果を考えても評価できる。

一方、職員サイドに立てばどうであろう。3階には「委員会室」という名称の使用頻度の低い部屋がある。以前、前町長時代に私は指摘したことなんですけども、事務所の自席で職員が食事するのは、住民に与える感情としてよろしくない。休憩室がないのが大きな原因と思える。職員の仕事と休憩の職務明確化からの面から、各職場での昼当番のローテーションを組み、仕事と休憩時間をはっきりすべきである。仕事でのストレス解消できる、リラックスが可能な休憩室の設置の考えはないのか。現状の事務所としては狭いと思える庁舎でも、昼のみの休憩室なら十分スペース確保は可能で、備品としてテレビ、冷蔵庫、電子レンジ程度の設置は、ぜいたく品とは思えない。フロアの見直し、特に昼食時の休憩室の確保をどのように考えられるかお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 以前、今「保健室」という名称で1階の建設課の廊下のところにあるところを、和室で非常に使い勝手が悪くて汚かったんですが、改造ちゅうんか、修理をするときにワンフロアにして広くして、職員が休憩できるようなところと、気分が悪くなったときにソファとつい立てを置いて、気分が悪くなったならここへというような取り組みもやったんですが、なかなか職員のほうが使わないというのが実態でございまして、町のほうの誘導が十分じゃなかったかもわかりませんが、やっぱりお昼休みというのはかなりお客さんが来られますし、昼当番決めてやっておりますし、順番で対応しておりますが、なかなか昼の業務への対応が難しいというのも事実でございまして。

今、議員おっしゃられましたことは、五、六年前に1回、職員組合のほうから要望も受けてやったこととございまして、ちょっともう一回、職場の職場委員会とか、組合のほう持っておりますので、ちょっとみんなの意見を聞いて、どうやったら、確かに、お客さんの前で御飯、弁当をあけているというのは、ちょっと異様な雰囲気とするのも間違いないと思いますので、その辺につきましてはちょっと検討をして、改善ができればということで考えてみたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） よろしくお願ひします。

このモチベーションについては、最後の質問とします。職員の意識の共有ということで質問します。

担当課の目標に向けてのミーティングを実施し、職員一丸となった取り組みが必要と思う。今、自分の課でどのような問題があり、誰がどのような仕事をしているか、場合によってはヘルプが要るかなど、職員は意識を共有しなければ仕事はうまく回らない。各職場で情報を共有するミーティングは実施されているのか。管理者が率先する各職場の職員の思いを共有する場の実施状況は、体操や朝礼の実施状況も含めてお答え願ったらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろんな情報の共有とかいうのは課長会議で指示をして、重要案件であれば職員に徹底するように、特別な周知方法をとりたいというようなことは指示をしておりますが、通常の場合は各課に任せているというのが実情でございますので、やっぱり職員が多い、係も多いようなところにつきましては、係長集めてミーティングを行っている課もございますし、職員数が10人ぐらいしかいないという課につきましては、もうすぐそばでございますので、課長が係長等に情報を言ってやっているという、課に任せているという状態でございます。

朝礼とか、そういったものについては、具体的にこうなさいというのは、今のところは指示はしておりません。しかし、先ほど申し上げました課の運営方針とかいうようなものにつきまして、課長、係長にどういうコミュニケーションを課の中でするとんですか。どういった情報共有を図るんですか、意思統一を図るんですかというのは共通項目に入れておりますので、事前にこういうことでしますというのは前提で、各年度の事業はスタートはいたしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 町長は、各課のほうに任しているということなんで、その課のほうで日常的に情報を共有するミーティングを開催しているというのは、田布施町にはどこの課も今のところないということなんですか。必要があれば必要な都度、そういう周知等を含めて、日常的にミーティングをされているような課というのはあるんでしょうか。言葉変えて聞きました。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私は課長会議が終わったらすぐ自分の部屋へ帰りますのでよくわかりませんが、建設課とか総務課とか、総務課も情報推進室が向こうのほうにあります。今一緒にしました、企画課のほうに行きましたけど、職場で違うというようなところにつきましては、建設課と企画財政課ですか、がやっているというのは存じておりますが、教育委員会とかほかのところというのは、現在のところ承知はしておりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） みんなで集まって話をするというのは、ある面、時間のロスのような感じもありますが、やっぱり得るところはあります。顔、顔色とか体調を確認するとか、最近では特に、前日に飲んだアルコールで飛行機が飛ばないというケースも結構多いんですね。場合によってはあ朝一番にお客様のところへということで、実際には酒気帯びみたいなことへなるとも限りませんので、そういうふうな防止にもなりますから、ぜひとも、何とか恒常的に行われるミーティングというのを考えてみてもらったらと思います。

それで、次の3問目の最後の質問に行きます。インフラへの投資、保守、運用についてということで質問します。

成長投資でなく短期的なばらまき政策に資金が費やされることになれば、財政のより一層の硬直化が現実味を帯びる。田布施町の経常収支比率からは、既にばらまきの支出に資金が費やせる余裕はない。人口減と高齢化により、将来の自主財源は減少する。生産年齢人口も同様に減少し、納税額の減少につながる。今後の財政規模の縮小が見込まれる今、公共設備のスクラップ・アンド・ビルドは大きなテーマである。

今回は、住民から具体的に依頼された事項をお尋ねする。

1、田布施町墓地の今後は。2、公共施設トイレ、身障者用の予定は。3、ポツンと一軒家対策は。お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、第1点目の麻里府墓地のことだろうと思いますが、麻里府町営墓地についてお答えをいたします。

これまでも議会の一般質問でも御指摘をいただいているところでございますが、経緯を申し上げま

すと、昭和52年9月に墓地の経営の許可を町が受け、同年12月に田布施町墓地の設置及び管理に関する条例を制定したものでございます。しかし、実情としては、当時多くの新興住宅地の増加を受け、個人の方が自己の所有の山林を開発され、墓地として販売することを計画されたもので、法律上墓地の経営は、地方公共団体または宗教法人以外には認められないことから、町の名義で建設したということにしてほしいという要望を受けたと聞いております。

墓地の建設に先立ち、開発者と町との間で協定書が交わされております。墓地の建設は、開発者がその担当責任において一切を施工し、町に迷惑をかけないこと。条例上は町が経営者であるが、開発者を墓地管理責任者として、町は運営管理を委託すること。また、これらに要する経費は、墓地から上がる収益金として、町に対していかなる理由においても、その種の補填及び損害補償の請求をしないということとなっております。しかし、その後、土地の所有者が開発者個人のままであったので、その開発者も平成3年に亡くなり、その後の管理がされないまま、現状に至っております。

条例上は町営墓地となっておりますことから、土地の相続者と協議を重ね、関係する土地の寄附を受けることで合意し、平成24年8月に土地の所有権移転登記が完了し、土地所有の問題については一応の解決を見たところでございます。

なお、町営墓地の経営方針や整備計画等につきましては、条例上は町営墓地でありながら、建設当初の経緯により、経費を投入して主体的に整備をしていくことが難しい状況にあり、また町として、空き区画の整備、販売を行う考えはございません。

現在、区画数183区画のうち、使用区画が65あり、墓石があるのは14区画となっております。このように、実際にまだ墓地を利用されている方に御迷惑がかからないよう、利用状況を見守っているところでございます。

2点目の馬島の身障者トイレにつきまして、現在は設置されておられません。宿泊者が、のんびらんど・うましにも障害者専用トイレは設置されておらず、現在は男女トイレそれぞれに扉を外側に開くよう改修し、ポータブルの洋式トイレを設置し対応している状況でございます。

今年度、指定管理者から、障害者用トイレの設置要望がございましたので、今後、指定管理者等と協議し、設置、設置場所、時期等を検討したいと考えております。

第3点目の一軒家対策についてでございますが、まず、独居世帯に対する見守り支援ですが、郵便や電気、ガス等、民間事業者15業者と協定を結び、日常それぞれの業務中に高齢者宅などで新聞がたまっていたり、洗濯物が干したままになったりする等の異変に気づかれたときには、町に連絡していただき、状況確認や早期対応を行う高齢者見守りネットワーク事業を行っております。

また、高齢者のみの世帯に緊急通報システムの装置を設置し、緊急時にはボタン一つで通報ができ、状況により救急車の配備等を行う緊急通報装置設置運営事業も実施しております。このほかにも、緊急医療情報キットを希望者に配布し、かかりつけ医や持病、緊急時の連絡先などの情報を記載して常備することにより、緊急搬送時の迅速な対応につなげる事業等も行っております。

また、本町を含め多くの自治体が重点的に取り組んでおる地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターや医療・介護関係機関、さらにはボランティアグループなどの地域住民や多様な団体等が連携を図り、地域における支え合いの体制づくりを構築することを目指しており、町としてもさらなる充実に努めていきたいと考えております。

また、大規模災害の発生が懸念される中、本町では、自主防災組織が麻郷に平成19年、東田布施、麻里府地域に平成24年に設立されております。このほか城南地域で昨年からの設立の動きがあり、町も支援を行っております。

また、災害時に自力では迅速な避難ができない方を対象に、地域における支援体制の整備を目的とした避難行動要支援者支援制度に取り組んでおり、希望される方に民生委員が個別訪問を行い、個別の支援プランを作成しております。その他、町社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者、介護保険を利用されている高齢者、障害者だけでなく、ひきこもっている方や、親が忙しく留守の場合が多い

家庭の子供など、気になる人は全て話題として取り上げ、民生委員やヘルパーだけのかかわりだけでなく、近所や友人など私的な支えを含め、地域全体で話し合い、マップに示す地域支え合いマップづくりにも取り組んでおられます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 3番目に、ポツンと一軒家対策ということで、昨日テレビで「ポツンと一軒家」というのがありましたから見ました。それで、上空からの写真、はっきりと家が映ってるんですね。昨日のテレビでは、本来行かにかあいいけんところを間違っちゃったら、そこもやっぱりポツンと一軒家だったという場所でした。

この麻里府の町営の墓地なんですけども、ポツンと一軒家じゃろうと思うんですね、場所的には。龍泉寺から3キロ弱ぐらい、竹尾の一番上の龍泉寺から3キロ弱ぐらい、国道188号線の光市のほうから上がっても3キロ弱ぐらいで、今、例えばその墓地をそのテレビと同じように航空写真撮ったら、それこそ入り口のほうに近い墓がかすかに何基か見えるというような状況で、ほとんどが木の間に隠れたような状況じゃあないかというふうに思います。

それで、町長、183区画で65が使用、販売が65というふうにとったらよろしいんでしょうか。183区画のうち、売れているのが65で、そのうち墓が建っておるのが14というふうに、それでいいんでしょうか。売れているのが65というふうに理解したんで。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 売却が65区画で、実際にお墓があるのが14。これ、売っているのが65ということで。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 町条例に、昭和52年にできた町条例には、「公共的団体に管理は委託する」というふうに条例にはあるんです。現状、さっき航空写真の話をしましたけど、管理が難しいような状況で、僕いつか、ちょっと前ですが、個人の就職じゃない終活ですね、人生の終わりの終活、終活の質問をしましたけど、この売れているのが65で墓が建っておるのが14。今後も売れる見込みもないし、墓も建つ見込みが望めるような状況じゃありませんので、ポツンと一軒家状態の墓地ですから、人生と終活と同じように、町営墓地の墓地じまいというのを考えてもいいんじゃないかというふうに思うんですが。条例では管理を公的なところへ委託するというふうにありましたが、やっぱり管理ができるような場所じゃありません、はっきり言います。ですから、墓地じまいというのを検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、どのように思われますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、入り口のほうはまだ花も入っておりますし、奥のほうに行くと、もうちょっと、どこに行くのかなというような迷路のような状況になっております。管理の団体はもうありませんので、町とすると所有権を町のほうにいただいて、町として最低限の管理をしていくということで、長信町長のほうも考えておられましたし、そういうふうに引き継ぎは受けておりますので、やはり木の伐採とか、通路部分が崩れたりということがあれば、町の所有権になっておりますので、木の伐採とか通路の通行の維持ですか、そういった最小限の維持は、当然まだ使っている方がいらっしゃいますので、やめるというわけにはいきませんのでやっています。

それと、なかなかもう連絡がとれないとかというような方も中にはあるようなことも聞いておりますので、その辺が町として少し調査をしていかんにかあいいけんのかなという気はいたしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 維持管理・運用が、やっぱり困難な、地理的に困難な場所ですから、田布施50平方キロが、財政規模が縮まったら、これがどんどんどんどん財政に合わせて縮まるようならええんですが、地形は縮まりません。ますます今後も維持管理難しくなると思いますので、やは

りどっかの時点で、できんものは早目に何か対策を打つというのが必要だと思いますので、墓じまいがあるように墓地じまいというのも検討課題だと思いますので、何かの議題に上げてもらったらと思います。

時間の関係もありますので、トイレのほうへ行きます。

のんびらんどの維持管理をされている方のほうから要望が出るというふうに聞きましたが、僕は、その方じゃないところから実は耳にしたんです。田布施町公共施設にトイレの洋式化ということでやってきて、次は、ですから洋式化が終われば、今度身障者用という、こういう流れになると思います。

馬島は観光パンフレットもあります。大変すばらしいことだと思います、地域活性化のための方策として。町内であれば、身障者用トイレがなくても移動することが可能です。東に行ったり西の公民館に行ったりというふうで、10分も走れば。ところが、馬島の場合は、身障者用トイレがなければほぼ来島できませんよと、というふうな形になりますので、利用頻度は他の公共施設に比べて少ないかもわかりませんが、優先順位を、今の言う地理的条件がありますので、ぜひとも馬島の身障者用トイレの優先順位は上げてほしいと思います。

ただ、検討しなけりゃいけないのが、船の待合所につけるのがいいのか、のんびらんどにつけるのいいのかは、一長一短があると思いますので、この辺は、島の活性化にかかわっているような人にいろいろ意見を聞かれて、もし、つけるという方向であれば、その前にどこがええかというのは絞ってもらおう。2カ所一遍にちゅうのは当然財政的に無理でしょうから、どこにつけるかという場所の検討も必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 答弁は。

○町長（東 浩二君） 答弁しましょうか。

○議員（7番 松田規久夫議員） はいじゃ答弁をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 馬島の場合は、のんびらんども馬島自治会にお願いしておりますので、馬島自治会の方とか、利用される方、地域おこし協力隊で来た藤田君とか、実際にあそこの管理をしている者に聞いて、何カ所もつけばいいんでしょうけども、そういうわけにいきませんので、ちょっと十分話し合って、設置場所と時期については協議をさせてください。お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 協議のほうよろしくお願いします。

じゃあ、時間がわずかですから、最後になります。

ポツンと一軒家対策は、数字の上からは簡単な解決策が出るんですね。防止策としては、複数を保つ、または1軒になればゼロにすると。ゼロまたは複数がポツンと一軒じゃなくなりますので、数字から言えば答えは簡単に出るんですが、現実には人が住んでいるので答えは簡単じゃないと思います。そこに住んでいる当事者、親族、地域、行政とスクラムを組み、ケース・バイ・ケースの対応とならざるを得ず、答えも決して一つではないと思います。

ボーイスカウト活動に、「備えを常に」という言葉があるんです。田布施町もこの「備えを常に」で、常にポツンと一軒家にならないような準備の必要があると思いますので、このことを指摘して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開を1時15分とします。どうも御苦労さんでした。

午前11時45分休憩

午後 1時15分再開



○議長（瀬石 公夫議員） 休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、竹谷和彦議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） それでは、3問質問させていただきます。いずれも一問一答方式で御回答いただき、1問、2問目の回答者は町長、3問目は町長、教育長お願いします。

それでは、1問目です。田布施町の観光について。

平生町では浅本町長のもと、平生の地形がイタリアに似ていることから、平生を日本のイタリアとして位置づけ、昨年「イタリアーノひらお」としてシンボルマークの発表を行い、具体的方策としてオリーブの栽培などで積極的に観光PRを行っている。田布施町は具体的に今後どのようなことで観光PRを行っていくのか。

1、観光協会について。このたび会長が交代したが、田布施町の観光のいわば顔とも言える会長をどのような方法で選んだのか、その経緯について、詳しく教えてほしい。会長の任期は何年か。

2、本町は古墳の町としてPRを行っているが、柳井市や平生町のように古墳の駐車場や案内板等の整備が不十分であると思うが、今後の整備の予定をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、観光協会の会長就任についての御質問でございますが、今年度、田布施町観光協会の役員の改選時期でもございまして、今年の1月から理事会の中で、次期会長の人選について協議され、理事会の中で会長候補が決定され、5月に行われました総会で承認されたところでございます。新会長は坂本大典さんで、その他の役員もほとんど一新されたというところでございます。なお、役員の任期は2年となっております。その他、詳細につきましては、民間の団体のほうに移行しておりますので、田布施町観光協会のほうにお問い合わせいただければというふうに思います。

町といたしましては、新しい体制となった観光協会とこれまでどおり連携して、田布施町の観光施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、古墳周辺の整備についてでございますが、議員お尋ねのとおり、本町には多くの古墳や遺跡が存在しております。

3世紀の終わりごろから4世紀前半につくられたと考えられます県指定の国森遺跡や、6世紀末から7世紀初頭ごろにつくられました同じく県指定の後井古墳、また5世紀代につくられました町指定の木の井山古墳などがあり、これら以外でも指定は受けてはいないものの、熊毛地方の歴史を考える上で重要な遺跡が多く存在しております。

このような地域資源を観光面で活用できないか、関係機関とこれまでもいろいろ検討してまいりましたが、議員御指摘のように遊歩道の整備や駐車場の確保に位置的な問題がございまして、なかなか整備が進まない状況でございまして、現在、郷土館を中心とした公開活用事業を展開しているところでございます。

また、今後についてでございますが、城南地区には熊毛・田布施地方の歴史を考える上で重要な古墳等が多いことから、昨年度末に観光協会で石走山古墳下の町道麻郷線と農道波野川西線の交差点の接続地の空きスペースに、結構駐車場として使えるスペースでございまして、国森、後井、石走山、木の井山の古墳を紹介、また富永有隣の碑や付近の史跡の紹介や、道を案内する観光用の看板が設置されました。町ではこの案内看板のそばに田布施古墳めぐり駐車場といった看板の設置を予定したいと考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 市町にとって、観光協会は地域経済発展のための大きな役割を担っておりまして、会長は観光の顔とも言える重要なキーマンだと思います。

田布施町も以前は町長さんがやっておられて、寺田町長、長信町長が就任されておりました。民間にそして現在、移行しているわけですが、近隣市町村を見てみますと、例えば、柳井市はもとの市議会議員を3期務められた、そして現在は国保運営ふるさとツーリズムネットワーク会長の松野利夫氏、その前は三和グループの社長の河村敬一郎氏、そして、光市では株式会社松原屋の社長の松原さん、平生町は田村実業元社長田村伸夫氏、周防大島町はちどりグループの社長山崎氏、副社長はジャムズガーデンの社長の松嶋氏といった、いわゆる地域の観光事業に御尽力されている方が選ばれております。

ところが、このたびの観光協会の人事を見ますと、坂本大典さんは以前は周南市のほうに家をつくって住んでおられたわけで、その方が急に帰省されたというのは、やはりどうも納得がいかないものですから、どういった経緯で帰省されたのだらうかと思い、聞いたわけでございます。

これは本人の立候補ですか、それとも他薦ですか、その総会に出られた方おられたら教えていただけたらいいなど。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 先ほど町長のほうも申しましたように、当然理事会の中で1月から人選に走ってまいりました。

坂本大典さんにつきましては、本町に住んでおられますし、桜まつりの実行委員会もやってらっしゃるといって、理事会の中で決定してそれを総会に諮って承認されたということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 田布施町の観光のために非常に尽力された、例えば、馬島の藤田さんなんかというのは全然関係ないですか。挙がらなかったんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 挙がっておりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 今まで任期は2年ということだったんですが、前会長は随分長い間やっておられたわけですが、それは再任、再任だったんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 再任でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） その際、新会長を本町の観光に対する強い思いとかビジョンといったものはお聞きになっていますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 坂本さんは、町長室のほうに来られましてお話を2人で随分いたしました。

私がいいなと思ったのは、やっぱり情報発信、現在の観光にすごい御提案をたくさん持っておられまして、新しい情報発信として、本町のように、観光で大きなこれといった目玉があるような町ですとまた違うんでしょうけども、やはりいろいろ情報発信をしていきながら、広島からこの周辺の方に田布施町に来ていただく、にぎわいをつくっていくということが重要なかなと思っております。

駅前を含めて、やっぱり今から観光面で力を入れていけないといけないところがたくさんあると思いますが、そういう意味で、私、時間をかけてお話をしたわけではございませんが、新しい発想をお持ちだなということがございましたので、町としても新しい会長に大変期待しているところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 前会長から、今の会長に対する引き継ぎというのはちゃんと行われているんでしょうか。また聞いたりしますが。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

- 経済課長（山中 浩徳君） はい、行われております。
- 議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。
- 議員（8番 竹谷 和彦議員） 現在の観光協会のホームページとかフェイスブックのページ、見られたことありますか、つい最近。
- 議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。
- 経済課長（山中 浩徳君） はい、見ております。
- 議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。
- 議員（8番 竹谷 和彦議員） 昨日見たら、フェイスブックページが2つあるんですね。1つが何か、記事が抹消されている状態だったりとかしてるんですが、そういった点ではどうですか。
- 議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。
- 経済課長（山中 浩徳君） 濟いませぬ、昨日はちょっと見てないんで、お答えはできません。
- 議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。
- 議員（8番 竹谷 和彦議員） ですから、そういった恐らく前会長が運営しているページの記事を削除したと思いますが、一般の見er人は全部飛ぶわけですから「これはどうなっちゃうんじやろうか」と思うんで、その辺もきちんとしていただきたいんですが。
- 議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。
- 経済課長（山中 浩徳君） はい、わかりました。それは観光協会のほうにまた伝えます。
- 議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。
- 議員（8番 竹谷 和彦議員） それでは、本町は、この周辺市町村の中でも観光協会会長は若いと、36歳ということですから、大いに期待してみんなで応援したいと思ひます。
- それでは、次の質問2に入ります。田布施町の職員の育成について。
- 町職員の統制、情報共有並びに伝達、接遇の指導はどのように行っているのか。各課による朝礼、夕礼等の実施状況は。新人職員に対する仕事に対する取り組みやモチベーションを与えるためにどのようなことを行っているのか。職員の仕事や健康等の悩み、メンタルケアやカウンセリングはどのようにしているのか、お願いします。
- 議長（瀬石 公夫議員） 東町長。
- 町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。
- まず、町職員の育成についてでございますが、毎週月曜日に実施しております課長会議に町三役及び課長、主幹全員が出席して、住民からの苦情等についても情報共有等しております。その他、全体的な共通事項についても毎週のように行っております。
- 朝礼、夕礼等につきましては、課長会議後に係長以上で朝礼を実施している課もありますが、私としては課に任せておるといふ状態でございます。しかし、重要案件や急ぐ事案がある場合には、この課長会議で具体的に指示の方法を示し、共通理解と情報の共有化を図っているところでございます。
- 次に、新人職員につきましては、松田議員の御質問にもお答えをいたしました。平成29年度より新規採用職員育成マニュアルに基づき、新規採用職員の配属先で主幹課長さんまたは係長のいずれかの者を育成担当者とし、2カ月ごとに仕事への取り組みをみずからチェックし、育成担当者と課長が必要なアドバイスをする振り返りシートと、新規採用職員の日常行動をチェックするチェックシートを提出してもらって、基本的な事項を身につけてもらっております。
- 最後に、職員の仕事や健康等の悩みでございますが、個人ごとにストレスチェックを実施し、高ストレスの者のうち、産業医や保健師に面接指導の必要があると判断された者が面接指導を希望すれば、産業医の面接指導を受けております。
- また、産業医や保健師、労使で構成している衛生委員会では、衛生委員会だよりの発行や座学や運動の健康教室なども実施しております。
- 以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 先ほどの松田議員の回答ともダブると言われまして、先ほどから聞いていたんですけども、実はネット検索しておりまして、ヤフーの知恵袋というのがあります、そこにある県の職員が質問しとったと。それをちょっとここで紹介したいと思います。

公務員になりました。あしたから朝礼をしようと思います。ことしの4月にある県の職員になりました。私は民間の企業で2年ほど働いた経験もあり、最初から公務員になりたくてなった人ではないので、公務員の実態というか、いい面も悪い面も客観的に見えます。民間の企業では、チーム単位なり部署単位なり、毎朝何らかの形で「朝礼」が行われていると思います。私が以前勤めていた会社でもそうでした。そして、公務員になってびっくり。朝礼がありません。勤務時間は8時半から始まるのに、8時半を過ぎてから出勤する人もいます。しかも上司や管理職、今日、所属する部署で新人歓迎会があったのですが、課長に「朝礼がないのはおかしい。8時半を過ぎてから出勤する人がいるのはおかしい」と訴えました。すると課長が「そうだ。明日から朝礼をやろう」と乗ってくれました。お酒の席だったとはいえ、うれしかったです。早速明日から朝礼をしようと思います。そこで、皆さんにお願いがあるのですが、下記の文面を見ておかしいところはありますか。職員の中には（特に8時半以降に出勤する人）「朝礼なんて要らない。税金の無駄遣いだ。」などという人がいるかもしれません。なので、そういう人でもしぶしぶ納得するような理由を考えたいです。明日の朝礼でスピーチします。

新規採用職員として4月から働いているが、同じ部署の人の一日の予定すらわからない。

同じ部署のメンバーとして、他の職員の毎日の予定や出張の報告を情報シェアするのが当たり前ではないか。

最低限、始業時の挨拶をするべきである。

来客予定、出張・外出予定など、席を外す予定があらかじめわかっていることは、チーム員に知らせてほしい。以上です。公務員が全て怠け者で、仕事をしていないとは思いますが、朝出勤しても挨拶すらしないのは、おかしいですよね？皆さんの意見をお待ちしています。

こういう投稿がありました。

これに対する選ばれた回答が、ちょっと読んでみます。

何とすばらしいお方でしょう。感激です。質問につきましての回答としては全くもって申し分ありません。民間においては常識なんですけどね。しかし、そこで提案があります。彼らは民間の「み」の字すらしりません。売り上げの概念がありません。金は予算が持ってきてくれるものと思っている方々です。今あなたのテンションで臨めば、間違いなく貝が口を閉ざし再びあけるまで一苦勞です。もしくは、それまでにあなた自身がどこかに追いやられる可能性もあります。

したがって、ここは肅々と少し彼らの動向を探るのはいかがでしょう。

というふうに載っておるわけですが、つまり朝礼とか夕礼とかをやる習慣がもともとないわけでございまして、私がずっと仕事してきたところでは、当然のごとく朝礼、夕礼それから昼のミーティングとかあったんですね。やっぱり役場にちょっとお世話になることがあって、同じようなことを思ったわけです。

何でせんのやろうかと思ひまして、やっぱりこれは一度やってみていただいたらいいと思います。それで習慣化したらこれはなかなかいいものだなど、声を出してからお互い大きな声を出せる状態になりますし。

ところで、昨年議員の視察研修でみやき町のほうへ行ってまいりまして、みやき町では来庁者が入ってくると、職員全員が大きな声で挨拶をしてくれました。これにはもう感動しました。だから、やはりそういった訓練をする機会というのをぜひ持っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろんな投稿というのは、いろんな意図があったり、思いがあつてされる場

合もありますので、そのまま受け取る気もございませんし、本町の場合、8時半過ぎて来るような職員はおりませんので、それは否定をさせていただきます。

対応でございますが、私は多少民間におったんですが、8時半からといたら普通シャッター閉まっているんですね。8時半になって開店なってガラガラとあけるからですね。中でミーティングもやっておりますけども、可能な銀行とか郵便局も多分そうだろうと思うんですが、役場の場合8時半からなんですけど、もう8時ぐらいからお年寄りの方が来られて「住民票もらえまあか」とか「はよう相談乗ってくれん」とかですね、福祉の関係でも来られますので、なかなか8時半まで閉めて、8時半から業務が開始するという、そのいとまがあれば可能なこともあると思うんですが、行政の場合は、5時15分過ぎてもまだたくさんの方が手続で残っておられる場合もありますし、お昼休みも「お昼休みだから住民票をもらいに来た」とか、職員の開庁時間は決められておるんですが、実際にサービスに当たる時間というのは、非常に不規則でそれぞれ違うもんですから、なかなか朝一番で現場へ出たりという職員もおりますので、なかなか統一的にするのは難しいというふうに思います。

松田議員の御質問にもお答えいたしました。今課長の実践に任せておまして、建設課とか係が多いところとか、部署が分かれているところについては、ちゃんと係長でも集めてミーティングしなさいということは言うておりますけども、ちょっと検討はさせてもらいたいと思いますが、なかなか民間のように全員そろってラジオ体操して、ミーティングをしてシャッターがあくというような状況にはございませんので、それは御理解をさせていただいたらというふうに思います。

今、具体的に仰られましたが、やはり役場へ来て明るい挨拶の声がするというのは非常にいいことだろうと思いますので、また特に1階の職員とかいうときに、いつも笑顔でやってくださいよというのは、私が町長になりましてからずっと言うておるんですが、なかなか徹底しないところもあるかと思いますが、またみんなといろいろ話し合っ、上から挨拶をせえと言うんじゃなくて、どうしたら気持ちよくサービスを受けていただけるんかというのを職員のほうでも考えていただいて、改善させていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

今朝のラジオ体操も長信町長の時代から始められたものだと思いますが、課によってやっぱり事情はわかりますけれども、できる課はしていただければいいと思います。昨年、山口市にちょっと出張で行きまして、聞いてみたらやっぱり課によってやっているところとやってないところがあるというふうに仰っていました。できるところからやっていただきたいし、やるんなら毎日やらないと意味がないので、その辺をお願いしたいと思います。

以上です。

それでは、最後の質問に行きます。交通事故対策等について。

去る5月22日、所用で役場に行った際に、スマホを見ながら自転車に乗っている高校生と遭遇した。とても危ないと感じたので質問する。

1、歩きスマホ等の指導状況は。スマホやゲームへの依存が大きな問題となっているが、町内の子供たちの依存状況は把握できているのか。

2、高齢者ドライバーや運転経験の浅いドライバーへの交通安全対策は、どのように行っているのか。お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、町内の子供たちのスマホの依存状況につきましては、後ほど教育長から答弁してもらいますが、その他についてまずお答えをさせていただきます。

まず、最初の自転車についてでございますが、スマホを見ながら自転車に乗っている場合には交通違反となり、5万円以下の罰金となります。歩きスマホについては違反にはなりません、スマホ以

外にも携帯電話の操作をしながら、またヘッドフォンで音楽を聞きながら、傘を差しながら自転車を運転すれば交通違反となり、5万円以下の罰金となります。これらのながら運転をしないように、町としても警察と連携して取り組んでいるところでもございます。

次に、高齢者のドライバーや運転経験の浅いドライバーへの交通安全対策についてでございますが、平成29年3月12日から高齢者の運転者の交通安全対策が強化されております。75歳以上の免許を持っている方が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為、信号無視、通行禁止違反など18基準行為をした場合、臨時に認知機能検査を受けることとなり、認知症のおそれがあると判断された方については臨時適正検査を受けるか、一定の要件を満たす医師の診断書を提出することとなります。

また、運転免許の自主返納を高齢者に呼びかけてもおります。県警では免許を返納された高齢者に、スーパーの協力で買い物をした荷物を無料で配送するサービスを受け入れたり、タクシーや商品の割引など500以上のサービスを受けられるようになっております。

本町では平成30年度から運転免許を自主返納されたときに、65歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の高齢者のみの世帯の人に、買い物送迎サービス事業の乗車回数券、10枚つづりでございますが、これを贈呈しております。

また、交通死亡事故で高齢者の割合が依然高いため、11月と3月に高齢者の交通事故防止県民運動を実施し、毎月15日は高齢者の交通安全日として、県内で取り組みを強化したり、交通安全父母の会より各市町に高齢者の交通事故防止に向けたメッセージ伝達が行われております。

なお、運転経験が浅いドライバーに限定した取り組みは行っておりませんが、県内のドライバーを対象として、チーム単位の無事故無違反コンテストを毎年行っており、多くのチームが参加しております。

また、交通安全講話や交通安全教室の出前教室も実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 引き続きましてお答えをいたします。

この問題につきましては、昨年の12月議会でも答弁させていただいておりますが、子供たちのスマホや携帯の適正な利用を指導していくことは大きな課題であると考えております。昨年度の取り組みとしましては、各学校において携帯電話会社や警察等を招聘して携帯安全教室を実施したところとです。

また、西小学校や麻郷小学校では参観日を活用して、親子を対象にスマホの適正な利用やネット上のトラブル、いじめを防止するための講演会も実施しております。

次に、御質問にありますように、依存についてですが、昨年11月に小学校6年生と中学校3年生を対象として、スマートフォンや携帯電話の利用に関して実態調査を実施いたしました。これについては今年もやっております、現在。

昨年の結果につきましては、中学校では、全く使わないと回答した者が31%、1時間未満が12%、1時間以上が13%、2時間以上が21%、3時間以上が23%でした。小学校では、全く使わないとの回答が6%、1時間未満が23%、1時間以上が35%、2時間以上が21%で、3時間以上というのが15%でした。これらのことから小学校では1、2時間の使用が最も多いという結果でしたが、また中学校では、この調査時期が学年末で、受験の追い込み時期であったということもあって、全く使わないという回答が非常に多かったと思います。

しかし、一方で3時間以上使う生徒の回答が非常に多いという二極化があらわれているのも現状です。

教育委員会としましては、これからのグローバル化や急速な情報化、技術革新の進む社会を担っていく子供たちが、こうした情報機器やネットワークのツールをマナー、エチケット等守って正しく活

用できる資質や能力、これを一応文科省では情報活用能力の指導というふうに言っておりますが、こういった情報活用能力を身につけることができるように、引き続きまして、各小学校を通して指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

よく現在の状況がわかりました。やはりスマホのながら運転とかは5万円の罰金とは言うても、最近、取り締まりが割と緩くなっているような状況があると思います。

そして、もしもあす見かけたら、該当の人を、高校生を見かけたら、その場で注意を私もしようと思いますが、皆さんもお願いしたいと思います。

それでは、これで私の質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで固定資産評価審査委員さんをお呼びしておりますので、暫時休憩をしたいと思います。

1時55分に再開をいたします。55分まで休憩といたします。

午後1時45分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 引き続き、会議を開きます。

次に、國本悦郎議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 最初に、一括質問一括答弁でお願いし、その後、一問一答方式でお願いします。

まず1問目は、公平公正な課税を、ということで、答弁者は、東町長と固定資産審査委員会寺田委員長職務代理にお願いします。場合によっては、堀書記にも答弁をお願いいたします。

今回、Sさんが議会に提出した過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願の紹介議員に私もなって以来、その後、固定資産税の課税ミスについて、ネットを調べる等、いろいろ勉強してきました。そうすると、毎年、かなりの数の市町村の課税ミスがネットにあふれています。審査委員会の申し出をして判明しただけでもかなりの数に上り、よくある課税ミスのパターンは、総務省からも通知され注意喚起されています。

そういったことは、二十数年間怠慢で奥行や間口に関する適正な評価を放置し、あげくには固定資産評価委員も選任していなかったにもかかわらず、審査委員会の申し出をして減額が認められた事案についても町当局は、納税義務者とは相容れない「適正でないかもしれないが、違法ではない」と主張することに憤りを感じ、次の6点について正してみたいと思います。

1つ、昨年度、評価額の減額の申し出があり、行政とは独立した機関である審査委員会が不整形のみ認定して減額したが、審査決定に審査委員会の中立性は保たれていたのでしょうか。田布施町の比準表に存在する項目でしか修正しなかったのはなぜでしょうか。

また、審査委員会が不整形と認定しましたが、町が申し出者の減額を認定しましたが、それについての理由はなぜでしょうか。

2つ目、平成6年から同じ宅地を同じ評価基準で今回減額補正しているのなら、以前に遡って払い戻しは当然だし、同様な不整形な宅地についても減額補正を適用すべきでないかと思っています。平成31年度の評価では減額したのでしょうか。

3つ目、これまで不整形地については、著しい不整形という評価者の恣意的な評価が入る0.7という厳しい基準で、しかも、間口や奥行補正については国の評価基準では、昭和39年の制定当初から項目が設けられているにもかかわらず、検討中で押し通し、結局、減額補正はしていません。それ

らの理由は何か明確に答えていただきたい。

4つ目、今年の3月議会で選任した固定資産評価委員はダブルチェックできるだけの固定資産税について専門知識を有しているのでしょうか。

5つ目、相続登記未了の固定資産税等、ほかにも課税ミスはないと断言できるのでしょうか。

6つ目、次回の評価がえ年度に向けて見直しを今年度から着手するというが、減額補正は具体的にどう変わるのでしょうか。

質問事項の2は、英語の教科化等、来年度に向けての準備は万全かで、答弁者は尾崎教育長にお願いします。

小学校では2020年度の新学習指導要領の実施に先行して2018年度より移行措置期間として新しい英語の授業が始まります。

また、プログラミング学習も来年度から必修されることになっています。どちらも、高い専門性が要求されますが、それに向けての免許保有者や専門的知識を有する人材の確保はできているのでしょうか。教科としての英語の評価はどうするのだろうか。補助教員であるALTをうまく使いこなせるのだろうか。授業確保はできるのだろうか、等々いろいろな声を聞きます。

次のことについてお聞きしたい。

1つ目は、移行期間中となる今年度の英語5、6年生の年間授業数と英語活動の3、4年生の授業数は幾らでしょうか。そのうち、担任の補助となるALTとの授業数はどれくらいを占めているのでしょうか。

2つ目、英語やプログラミングの専門的知識を有する指導者の確保のめどはどうなのでしょうか。専科で賄う予定はないのでしょうか。

3つ目、来年度から始まる英語科の教科化やプログラミング学習の必修化に伴う授業時数の確保に学校現場では頭を悩まされているやに聞いています。ALTの来校が競合する各小学校間で時間割をどうするのか情報交換はされているのでしょうか。

4つ目、英語は、英語活動時、担任だけの授業展開や担任の補助となるALTとの連携した授業展開はできるのでしょうか。

また、ALTに来年度から英語が教科化されるというそういった理解度は進んでいるのでしょうか。

5つ目、プログラミング学習必修化に向けてIT環境の整備や外部講師に頼らない授業展開は自前でできるようになるのでしょうか。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 寺田固定資産評価審査委員。

○固定資産評価審査委員（寺田真理子君） 本来であれば加藤委員長がお答えすべきところ、業務のため、私がかわってお答えいたします。

先ほどの固定資産評価審査委員会に対する御質問についてお答えいたします。

まず、固定資産評価審査委員会は、地方税法に、「合議体で、審査の申し出の事件を取扱い、議事は委員の過半数をもって決する」と規定されておりますので、職務代理者とはいえ、個別の案件について、委員会以外の場で個人の意見をいうことは控えさせていただきます。

また、委員会は、固定資産税課税台帳に登録された評価額に関する不服を審査決定するために置かれている行政機関であり、審査申し出をすることができる方は、固定資産税の納税者またはその代理人に限られております。あくまで、審査申出人の土地の評価額について委員会が適正か審査をしております。御質問の審査委員会の中立性は保たれていたかについてですが、委員全員で慎重に審議し決定しておりますので、中立性は保たれております。

次の、田布施町の比準表に存在する項目でしか修正しなかったのはなぜかの御質問ですが、審査決定書に記載しているとおおりであり、記載されていないことを個別に御質問されましても、合議体である委員会でありますので、私個人がお答えするわけにはいきません。



よって、お答えは控えさせていただきたいと思えます。

なお、委員会としては、審査申し出者に対し、委員会が決定した固定資産評価審査決定書に不服がある場合は、6ヵ月以内に行政事件訴訟法に基づき、審査決定の取り消しを求めて訴訟を提起することができるし、お伝えしておりますが、今回の事例では訴訟は提起されておられません。

以上で、私の答弁を終わります。不慣れなため、言葉足らずなところが多々あったと思えますが、どうかお許しください。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、審査申し出者の固定資産税を減額した理由は何かとの御質問でございますが、地方税法第432条第1項の規定に基づき、固定資産の価格について不服がある者は、審査委員会に審査の申し出をすることができます。

その申し出に係る審査の決定の通知を受けた場合、町長は、その審査決定の内容どおりに、固定資産税に登録された価格等、修正、登録し、地方税法第435条第1項の規定により、その旨を当該納税者に通知しなければならないとされておりますので、これに基づき修正して通知したものでございます。

次に、今回減額補正をしているならば、以前にさかのぼって返還は当然だし、同様な不整形な宅地についても減額すべきであるとの御質問ですが、審査委員会では、審査された不整形の宅地について決定された事項は、その年度から次の評価がえまでの年度について適用されるものでございます。

また、不整形な宅地としての審査の申し出は、応じる期間内にこの件以外にはなく、減額補正等の適用事例はないこととなります。

次に、これまで不整形地については、著しい不整形という基準で、間口・奥行補正については、国の評価基準で項目が定められているにもかかわらず、検討中とされてきた理由は何かとの御質問でございますが、国の基準である固定資産評価基準の形状等における評価割合については、形状等の比準割合について、上限を定めているものです。

いわゆる、この国の評価基準は、この上限以内で市町村が定めていくというものでございます。

固定資産評価基準に定める宅地の比準表をそのまま適用した結果、各筆の宅地の評価額に不均衡が生じると認められる場合には、市町村長は、評価の均衡を確保するために、宅地の状況に応じて、必要があるときは、宅地の比準表に所要の補正を加えることとなります。

宅地の比準表に所要の補正を加える場合には、市町村が補正割合を責任持って決定し、その補正した理由を説明できるようにしていかなければならないと規定されております。

本町では、田布施町土地評価基準により、形状の補正については著しく不整形な宅地について補正を行ってまいりましたが、奥行・間口の形状補正については検討中とされてまいりました。

関係資料は現在残っておりませんので、その理由等について明確にお答えすることは残念ながら今の段階ではできません。

このため、審査委員会の意見を踏まえた上で、今後、令和3年度の評価がえに向けての土地の評価方法の見直しについて着手をしているところでございます。

次に、今年3月議会で選任いたしました固定資産評価員の御質問ですが、評価員は、町長が行う価格の決定を補助するために設置されるもので、固定資産の実地調査に関すること、固定資産評価調書の作成に関すること、固定資産価格決定の補助に関することなどを行うこととなり、実際の業務については税務課の固定資産税係員が固定資産評価補助員として実務を行うこととなります。

さきに、評価員に選任にいたしました副町長の川添俊樹氏は、固定資産評価員として、評価補助員を組織上指揮、監督し業務を行う役割を担っております。

次に、相続登記未了の固定資産税等、ほかにも課税ミスがないかとの御質問でございますが、今回の減額補正は、審査の申し出により決定されたもので、課税ミスといったものとは異なります。

町といたしましても、今後は、課税ミスが発生しないように努めてまいりますし、仮に課税ミスが生じた場合には法にのっとって適正に対応してまいります。

最後に、次回の評価がえ年度に向けて、見直しを今年度から着手すると、補正は具体的にどう変わるのかとの御質問でございますが、こうした見直しに関する固定資産評価支援業務について、現在急いで業者選定を行っております。

業者が決まり次第、早急に不動産鑑定士協会にも協議に加わっていただき、評価の見直しを具体的に進めてまいりたいと思いますので、現時点でお答えは控えさせていただきます。

今後、具体的に説明できるようになれば、その都度、議会にも具体的に御説明してまいります。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。

それでは、5つの御質問につきまして、最初の質問から順にお答えをさせていただきます。

1点目は、小学校の外国語活動の授業時数及びALTの訪問回数についてのお尋ねです。

今回の学習指導要領の改訂、平成29年3月に行われましたが、これに伴う移行措置、30年度、31年度に対しましては、移行期間における基本方針や教科ごとの取り扱い内容、授業時数の特例などが国の文部科学省より示されておまして、これに基づいた教育課程を現在編成しております。昨年度、今年度につきましてですね。

小学校の外国語活動につきましても、移行期間における授業時数は、3、4年生では15単位時間、5、6年生では50単位時間という標準が示されております。

本町では、小学校4校との標準で示された3、4年生15単位時間、5、6年生50単位時間を教育課程に定めて授業を進めております。

また、ALTのほうにつきましては、各校の5、6年生は毎週1単位時間、3、4年生につきましては隔週で1単位時間を割り振っております。

2つ目は、英語やプログラミング教育の専門的知識を有する指導者の活用や専門教員の配置等についてのお尋ねです。

英語やプログラミングの授業に対する専門的知識を有する指導者等の配置につきましては、小学校3年生、4年生、5年生、6年生及び中学校1年生、2年生、3年生の外国語につきましても、今年度もALTを配置しておりますが、それ以外については配置の予定はございません。

また、専科につきましては、一定規模以上の学校におきましては、加配等による配置が可能でございますが、本町の規模では専科教員の加配は期待できないことから、県教委負担教員の加配等を含めた配置につきましては現状では困難と考えております。

3点目は、ALTの配置についてのお尋ねです。各校へのALTの配置につきましては、既に調整済みとなっており、競合するようなことはありません。

4点目は、担任とALTとの連携は十分できているか、また、教科化についてALTのほうに十分に理解されているかのお尋ねです。

まず、ALTと連携した授業点検につきましては、授業前には必ず担任とALTとで、授業の流れ、役割等について打ち合わせをするようにしており、現在お願いしているALTは経験豊富な方であり、若手からベテランさんに対して、的確に対応していただいております。

また、来年度からの教科化につきましても、既に承知をしておられます。

5点目は、プログラミング教育必修化に向けた情報機器の整備や、外部講師の有無についてのお尋ねです。

プログラミング教育に関する学習活動につきましては、探求的な学習の過程について、情報機器や情報通信ネットワークなどの、適切かつ有効的に活用することによって、深い学びにつなげるという視点を求められており、令和2年度からの実施となります。本町では、中学校では、計測制御プログ

ラム等について、技術科で既に授業を進めておりますが、小学校では、研修会や先進校研修会に参加しながら準備を進める段階であり、今年度は、麻郷小学校、城南小学校を指定して、授業研究を予定しております。

小学校でのプログラミング教育として求められているものとしては、文字入力等の基本操作や、コンピューターに処理を行わせる体験に加えて、プログラミング的思考を育むことであることから、学習指導要領に示されている算数、理科、総合的な学習時間などにおいて取り扱うように予定しており、現在、先生方で十分な授業を実施することが可能です。プログラミング教育の外部講師につきましても、現時点では考えておりません。

一方、情報機器や情報通信ネットワークの整備につきましては、プログラミング教育に関する学習だけだけでなく、外国語教育や理科を初め、ウェブサイトを活用して授業を進める教科が多くなってくることが予想されておりまして、インターネット環境の整備やパソコン、タブレット端末などの充実が急務と考えております。

現在、情報機器や情報通信ネットワークの更新、整備に当たっては、全国や市町の、山口県内の市町の整備状況を初め、各学校の教員にも、教職員にも考えを聞きながら、本町として最善の整備方法を、今検討しているところでございます。

以上、終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 質問1について、まず、固定資産評価審査委員会の委員長職務代理にお聞きします。

これまでに、今の委員構成で審査委員会を何回持ってきましたか。

そのときに、いつも総務課長が審査委員会の冒頭に挨拶をしていましたか。

審査委員会は、委員3、書記2で構成しております。議事録を見ますと、亀田課長が「書記局亀田」という名前が入っていますが、どうしてなのでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀総務課主幹。

○総務課主幹（堀 昌子君） すみません、もう一度お願いできますでしょうか。

○議員（3番 國本 悦郎議員） これまでに、今の委員構成で審査委員会を何回持ってきましたか。これが1つ。そのときに、いつも総務課長が審査委員会の冒頭に挨拶をしていますか。

審査委員会は、委員3、書記2で構成しているはずですが、議事録を見ますと、亀田課長の名前が書記局の名前が入っていますが、どうしてなのでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀総務課主幹、教えてください。

○総務課主幹（堀 昌子君） 委員会は4回だと思います。前の分を入れて4回。2回2回。この4回の件とは別に、本年度ありましたので、4回だと思います。

それで、全部課長が関与していたかというのは、はっきりはすみません、覚えてないんですけども、今回の分の1回目は、所用で参加はしておりません。よろしいでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ちょっといいですか。中立性について、ちょっとお聞きするんですよ。だから、審査委員会というのは、委員3、書記2で構成されていますね。それ以外の者は、入る余地はないんでしょう。だけど、議事録を見ましたら、「書記局亀田」というのが書いてあるわけです。なぜ、そういったような町長部局である総務課長が、そここのところに入って挨拶をするのか、ちょっとそれが理解できないから、中立性ということでお聞きしているわけです。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 私のことなので、私のほうが答弁したらと思いますけど。

昨年申し出は、この前今の言われる分と、もう一つ事前にございました。

最初の1回目の審査委員会が開催されるときに、私が出まして両方とも挨拶しております。その

ほかにつきましては、全然現場とかそういったもの、次の回につきましても出てないというのが現状です。

書記局ということで書いてありますけど、固定資産評価委員会につきましては、総務課が所管しておりますので、そういったことで私の名前が書記局のところへ入ってたのではないかな、というふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） だから中立性ということであれば、そういったのを書く必要はないんですよ。「書記局亀田」という名前は。ですから、それが入っているってことは、中立性が侵されているんでないかというふうに私は思っております。

ちょっとそれについて、きちんと、これから審査委員会が何回も行われると思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 先ほど言いましたけど、私は最初の分、最初の1回目のときに、事件のときに挨拶をしているということで、先ほども議員さんが言われますように、固定資産委員会は委員が3人で書記が2名、というふうに決まっております。極端に言えば書記、総務課の職員が、主幹が2人入っておりますけれど、それに基づいて、その審査の申し出の審議するのに、中立性が損なわれるということないというふうに考えております。

審査決定の段階でも、書記から説明等とかいうのも、進行についてのアドバイス等はあるとは思いますが、実際に審査決定されるのは、先ほども職務代理のほうがお答えになりましたけど、合議体で3人のうち半数以上の方で決定されるということですので、今回の言われる今回の事件につきましては、全員での議論でされたということを知っておりますので、中立性は確保されているというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） それであれば、議事録の第2回目を見ますと、「書記局亀田」というのは入れないほうがいいでしょう。載ってるんですよ。だからそういったのは除外してもらわないと、どうなんだろう、書記局も入れてからこういったのを審査するんだろうか、というように普通思いますね。

そういった辺は、きちんとやってもらいたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 私も、この審査委員会の書記をさせていただいております。今のお話なんですけど、その議事録を起こしたのは私でございまして、書き方の問題も、ちょっとおかしいなというところは御指摘いただいたとおりで思っております。

ただ、冒頭に亀田課長が挨拶したとかということに対して、審査の申し出の、形式審査とか書類審査に対して内容に関与していたとか、そういう決定事項に影響を及ぼしたということは一切ないということをし添えさせていただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） じゃあこういったように書いてあるのは、これからは絶対に入れないようにしてもらいたいと思います。

じゃあ次に、今回の減額には田布施町の比準表を当てはめ、不整形のみ0.7で計算しています。申し出者は、不整形は0.8ぐらいじゃなかろうかというように申し出ております。そして奥行と間口は0.1、0.1の0.6で申請しておるわけですね。ですが、今回も審査委員会では不整形の0.7、きついのを当てはめております。

しかし、平成14年10月29日東京高裁の判決では、固定資産評価基準は市町村長を拘束するが審査委員会を拘束するものではないというふうに書いてあります。その判決例を審査委員会の委員や



てますので0.7というのは不整形。それは評価調書のほうにちゃんと記載されてますので、それに基づいて税務課の意見とかは参考になりません。評価調書に基づいて町長が決定したということです。3年間ですけどね、だから評価がえの最初の年に申し出という制度があって、それに基づいてその3年間をそういう補正ができるという、これあの審査制度の中身の話ですから3年間という限定つきでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 0.7を採用したということは不整形ということですね。そうすると、審査委員会はこの形状の土地を不整形と認定して減額した以上、公平公正な課税から言えばこれまで不整形を誤認してきたことによる過徴収分は返還すべきだし、同程度の不整形の土地はこの認定を踏まえ減額しないといけないが、どうして平成31年度ではそれをしなかったんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 先ほども町長答弁しましたように、現行の基準は田布施町持ってます。奥行・間口は当然入ってませんけれども、それに基づいて評価をしたことに対して審査の申し出がある土地について審査会を含めて対応してますので、そのほかの土地についての奥行・間口等の形状なんか、町は情報として持っておりませんので、だから審査申し出があった土地についてそういう対応ができますので、今年度は不整形についてはその1件だけだということだったのでこういう対応になっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） こういった、別紙で資料を送ったと思います。Aはきちんとした整形です。三角形とかいろんな不整形があります。これを同じ150平米ということで、同額な税を課税するという、これ公平なんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 現行制度では、何回も繰り返しなんですけれども、比準表自体がそういう制度なんで、公平というか、それが基準の全てです。先ほど町長言いましたように、令和3年度に向けて形状等の調査を今からやっていきますので、今度新たな基準ができれば、それがどういった基準になるのかはこれから決めていきますけれども、不整形の割合であるとか奥行とか間口の割合を、上限は決まっていますけれども、それは田布施町にとってどういう基準がいいのかというのは今後決めていきますので、現時点ではおっしゃるような一つの比準表しか町は持ってませんので、そのような対応しかできません。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 常識的に考えて、これらの土地が同じ価格で売買されるわけではないです。これを見せてどの人に聞いても同じ答えが返ってきます。これで同じんかという。それでも町長は、これらの土地の固定資産税は公平な税制だと胸を張って、あくまでも違法ではないというように、適正ではないかもわからんけど、違法ではないというように突っぱねるんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 別に突っぱねる気も持ってございませんし、國本さんからいただきました資料に基づいて補正をしようということで、今手続を進めておりますので、今後の対応になってしまいますけども、こういった形状、奥行・間口への補正を加えた形でやっていこうということになります。この請願自体、今総務委員会のほうで御審議されておりますので、委員会の中でも十分御審議いただいて、町のほうに御質問とか資料の提出があれば幾らでも対応はいたしますので、総務委員会の中でも十分、御審議いただいたらというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） じゃあ次に、質問4について。今回の評価委員の選任を議会に求めましたが、地方税法、固定資産評価員の設置404条の2には、「固定資産評価員は、固定資産の評

価に関する知識及び経験を有するものの中から、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する」とあります。

それを知りながら、固定資産の評価に関する知識及び経験のない副町長を議会に提案したのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 評価員は、専門的なその知識を持っている税理士さんとかそういったものが当たらなくてはいけないということではございませんで、決めるのは私が決定するわけでございます。

補助として、職員を指導して管理してデータが正しいかどうか指導していくということになります。

それで、副町長は区画整理も行っておりますし、町の固定資産の流れなり、今の職員の中では昔から不動産の扱いというのは私は一番多い職員だろうと思いますし、そういう知識は持っております。

それで、私としては信頼して評価員を任せられるというのは、副町長しかないということで任命をいたしましたので、それが不服でございましたら私の選定ミスでございますが、私個人は信頼できる人間だと思っておりますし、努力してくれると思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 平成26年9月16日付の総務省自治税務局固定資産税課長から、固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保についてという通知には、各市町村における防止策として、ダブルチェックの徹底や固定資産評価員、評価補助員の研修の徹底というように書いてあります。固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者でないと、今回問題となっている不公平・不公正な固定資産評価が改善されないのではないかと思うがどうでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 私の件なんで、少し私のほうから話させていただきたいんですけど、お受けするときに、評価員を置かない自治体もございます。だから法律上、評価員を置く自治体と置かない自治体で、平生町なんかは評価員を置いていないんです。で、田布施町が何で評価員を置くような条例になっているのかなというのは、ちょっと疑問があったんですけども、固定資産の数によって評価員を置いたり置かなかったりする微妙なところなんだろうかと、田布施町はと、そういう理解をしました。

で、評価員を平成14年を最後に置いてなかったんです。前の評価員を助役さんがやられてまして、その間やっていない。じゃあ、その間はどうかという話になると、税務課の職員が当然ダブルチェックもしますし、税務課の職員の中で固定資産税の係の中で、平生町と同じような仕組みで決定してきたという経緯もあって、そういう経緯と先ほど町長からもございましたけれども、中央南の土地区画整理事業の時代に固定資産の関係、随分かわらせていただきましたので、そういう経験があってお役に立てればなということで、お受けさせていただいたということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 先日、私は副町長と話したときに、固定資産評価員はいてもいなくてもそんなに関係なく、いわば飾りのようなものだ。副評価員が、きちんきちんとやるから飾りのようなものだという発言がありました。固定資産評価員の職務を軽視する人が評価員を務め、固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保ができるか甚だ疑問に思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 長い間、國本さんと川添副町長が話をされていたのは隣の部屋でも知っておりましたし、小一時間ですかね、やっぱり固定資産、一生懸命やっております。表現というのが適切かどうかといえば適切じゃないと思いますが、気持ちは評価について一生懸命やっというところで、税務課の職員と一生懸命勉強しておりますし、こんなに今勉強している評価員は、ほかにはいないんじゃないかちゅうぐらい固定資産評価の本も買って一生懸命読んでおりますので、その辺の気持ちは私としては十分持っていると思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） では、質問5について。

信頼できる筋からこんな資料をいただいております。タイトルは「免税点適用誤りによる課税額」となっています。その内容は、納税義務者の認定誤りであって登記名義が共有のままの土地、いわゆる登記未了の土地を相続人共有の固定資産とせずに、相続人代表者個人の固定資産として課税しているものがあり、この認定誤りにより本来は免税点以下で固定資産税が課税されない土地が課税され、税金を過大に徴収されている事例があることを報告したものです。その件数は24件となっていますが、実際の件数は、こんな件数ではおさまらないというように記されております。これは大変な問題です。この報告書は昨年作成されたものであり、町は過大徴収の事実を昨年把握しておきながら修正も公表もせずに、そのままにしたこととなります。

町長に問いたいのは、これは事実でしょうか。ミスを見つけた時点で、なぜ公表し詳細を調査の上、対象者に還付をするように指示しなかったのでしょうか。雲仙市は平成26年に同様のミスをしているが、すぐに報道発表しています。

いかがでしょうか。事実でしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 具体的な内容については税務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 今の件ですが、その情報元というのは、どちらのほうから出たものでしょうか。情報はどこから出たものでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） それは、ここで明らかにすることはできません。信頼できる筋です。事実かどうか、それだけをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） そういった情報が外へ出ることは考えられないんですけど、いわゆる課税誤りというのは、うちは、もし出た場合は適切に直しております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） これに関連してかどうかわかりませんが、昨年度末、税務課から唐突にホームページにアップされた資料が2つあります。

1つは、更新日2019年3月22日固定資産税についてで、その中の5には免税点のことが書いてあり、6には納税義務者が死亡した場合どうするかが書いてあり、8には地目が変更になった場合どうするかも書いてある。6の中身を見ると相続人が2人以上、賦課期日までに相続関係が確定しない場合は相続人の共有名義として課税するというふうに書いてあります。

もう一つは項を改めて、2019年3月26日共有名義の固定資産税についてが出されております。過去を葬り去り、今年度から新しく取り組もうという姿勢のように感じますがいかがでしょうか。この際、全部うみを出して出直したらどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 相続登記未了ということがあるんですが、登記名義人が死亡したにもかかわらず、妻や子、兄弟など相続登記がなされずに放置されているというものでございます。不動産登記制度は明治20年我が国で最初の法律である登記法が制定され、その後、明治32年に不動産登記法が制定されて以来、登記名義人が死亡した際の相続登記は義務化されていない状況でございます。

全国の自治会などでさまざまな問題が起きております。この状況を踏まえて法務省は「未来につながる相続登記」として平成27年ごろから相続登記の推進を行っているものでございます。本町においても、相続登記が行われていない土地や家屋に固定資産税等の納税義務者の認定に苦慮する内容では



ございますが、税務課職員で相続人調査について対応しております。

なお、納税義務者が亡くなられて親族の方が税務課窓口に来られた際は、納税義務者の変更手続の書類をお書きいただくようになっておりますが、法務局が作成した相続登記推進のためのパンフレットもあわせてお渡ししているところがございます。

今課税誤りというのが、いっぱい出てきましたけど、一般財団法人資産評価システム研究センターの調査研究に関する報告書をもとに、全国自治体で考えられる問題点を整理した上で、総務省が全国の自治体に通知した内容でございます。本町においても、現在納税義務者の認定誤りがないように業務を行っておるところでございます。もし適切ではない納税義務者の認定が行われているものを見つけた際は、修正を加えて課税させていただきます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） そしたら、すぐに取り組んでほしいと思います。

時間が、あと限られておりますので質問6について。先日、固定資産税の明細票が送られてきました。その中に、固定資産評価宅地等見直しについてというのが同封されています。それによると山口県不動産鑑定士からの御助言や田布施町固定資産審査委員会からの御意見も賜り、形状の補正を含めた宅地等の見直しを今年度から着手するものであり、本町では宅地評価法のみ採用している状況ですが、一部の地域で市街地宅地法を採用するというように、町の責任で評価の見直しをするというように書いてあったかと思えます。

しかし、今回の見直しにより市街地宅地評価法を採用されると税金が高くなるのは、どこが、そのうわさのもとなのか定かではありませんが、過徴収分の返還を求めただけの請願者の要請であるかのような流言飛語が飛び交っております。請願者は困惑しております。Sさんは「そんな要請は全くしていない、言いがかりもいいところだ。そんな大金がかかる方法を採用するのは税金の無駄遣いであり、その他の宅地評価法でも間口や奥行きが減額補正は十分にできるはず。市街地宅地評価法を採用することを考えたのは、町の税務課ではないのか。そんな無駄遣いをする余裕があるのなら過徴収分を返還してほしい」と、町会議員の私に漏らしております。

ここではっきりしてほしいのは、請願者から市街地宅地評価法を採用するように要請があったのか、それともあくまでも、不動産鑑定士の助言や審査委員会からの意見に基づき、町長が判断して、これを採用するのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃる意味は、よくわかります。町が決めるわけでもないし、今から決めていくわけですから、田布施町に合った固定資産税が、どういう形であるのかというのを協会の方を含めて決めていきます。

柳井とか光、平生もですかね、近隣が一部、市街化の評価法を採用していますので、光、柳井と隣接したところと田布施町で、その市街化が、評価が変わるのもおかしいかなというような意見も、いろいろございまして、それは不動産鑑定士含めた専門家の意見を聞きながら、合意をもらいながら決めていくということになりますので、まだ確定とか、そういう形じゃありませんけれども、方向的には今後そういう形になっていく可能性もあるということでございます。まだ正式に田布施町の固定資産税が、こういう形が一番ベストなんだという結論は出ていませんので、これから調査をして決めていくという過程でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） そうすると、請願者が要請してから市街地宅地法を入れなさいという事は、絶対ないですね。あくまでも、そういったような、町といろんな人の合議で持っていくわけなんですね。要請は、あったのかなかったのか、それだけ。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 要請はないと思います。詳しくちょっと中身、覚えていませんけれども、請願書とか中に書いていなければ、それはございません。ただ、国の基準とか近隣の状況とか、いろんな状況がありますので、国の指導も先ほど言われましたように、その他の宅地法の中に、間口・奥行きを入れたらというのがあったり、それから市街地の評価法を取り入れたというのがありますので、そういった諸条件、それから近隣の条件、それらを総合的に勘案して今後決定していくというような状況でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） そうすると、うわさのものは、どこになるのかわかりませんが、そういったのがいろんな人、議員の中にもそういった人がおります。明確に、そういったのはないというふうに、ここで断言してください。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 町が申したわけでもございませんし、断言しろとおっしゃれば、ございません。それしか答えようがございませんが、はい。

周りの市町村の状況、また全体的な制度をチェックして正確に直すのでありますから、いろんな検討の方向性は考えているという状況で、請願とは全く関係ないことでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 教育関係のほうも再質問用意したんですが、ちょっと時間の関係で、尾崎教育長さん、すみません。いろいろお答えいただきかったんですが、これで終わりにいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を3時5分にいたします。よろしく申し上げます。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

日程第5. 議案第29号

日程第6. 議案第30号

日程第7. 議案第31号

日程第8. 議案第32号

日程第9. 議案第33号

日程第10. 議案第34号

日程第11. 議案第35号

日程第12. 議案第36号

日程第13. 議案第37号

日程第14. 議案第38号

○議長（瀬石 公夫議員） （中断）議案第29号専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第14、議案第38号田布施町下水道条例の一部改正についてまで、10件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました10議案の概要について御説明を申し上げます。

議案第29号、議案第30号及び議案第31号は、地方税法等の一部改正に伴い、平成31年3月

31日、専決処分により田布施町税条例等、田布施町都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

まず、議案第29号は、田布施町税条例等の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部改正による主な改正点について御説明を申し上げます。

個人住民税については3点ありますが、ふるさと納税制度それと寄附金の見直しにより、寄附金の募集を適正に実施する団体で、かつ、返礼品の返礼割合を3割以下とし、かつ、返礼品を地場産品とした地方自治体を地方財政審議会の意見を聞いた上で、総務大臣がふるさと納税の対象として指定することとなり、法律改正にあわせて、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものでございます。

また、住宅ローン控除について、所得税の住宅ローン控除の改正により、令和元年10月から令和2年12月までに居住した場合に延長される控除期間、11年目から13年目において所得税から控除し切れなかった額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除する規定の整備をするものでございます。

また、個人住民税の非課税措置について、子供の貧困に対応するため、事実婚状態ではないことを確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である親に対し、個人住民税を非課税とする規定の整備をするものでございます。

次に、軽自動車税種別割でございますが、これまでの制度を2年間延長した上で、無認可特例の適用対象を、令和3年度及び令和4年度に新車新規登録等を受けた自家用車等については、電気自動車に限定する法律改正について、規定の整備をするものでございます。

次に、軽自動車税環境性能割について、消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車について、環境性能割の税率を1%軽減する規定の整備を行うものでございます。

次に、固定資産税についてですが、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋にかかる税額の減額措置の創設と、特例措置の創設、拡充に伴う改正及びこれに伴う条項、条例の項ずれが生じておりますので、条文整備を行うものでございます。

議案第30号都市計画税条例の一部を改正する条例の主な改正点は、固定資産税の課税標準の特例等の法律改正に伴い、条例に項ずれが生じますので、所要の条文改正を行うものでございます。

議案第31号は、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

主な改正点の1点目は、保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げるものでございます。

2点目は、軽減判定において、世帯の被保険者等の数に乗ずる金額を5割軽減の対象者は、現行の「27万5000円」から「28万円」に、2割軽減の対象者は、現行の「50万円」から「51万円」に改正し、軽減対象世帯の範囲を拡大するものでございます。

議案第32号は、令和元年度田布施町一般会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容ですが、歳入につきましては、中学校大規模改造事業に伴う補助の内示を受けたことから、国庫支出金に学校施設環境改善交付金5,728万円を計上しております。また、中学校大規模改造事業のその他の財源として、繰入金に公共施設整備基金繰入金2,900万円、町債に義務教育施設整備事業債8,750万円を計上しております。

次に、歳出の主な内容ですが、総務費には、集会所施設整備補助金114万2,000円を計上しております。農林水産業費は、ため池緊急防災体制整備促進事業75万円、小規模治山事業110万円を計上しております。教育費は、小学校空調事業の完了がことしの夏に間に合わないため、小学校の教室に壁かけ扇風機を設置する、小学校扇風機設置事業170万7,000円を計上しております。また、中学校大規模改造事業1億7,407万5,000円を計上しております。内容は校舎棟の屋根

防水、照明LED化及び床工事でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億8,378万円を増額し、予算総額を59億778万円とするものでございます。

なお、画地条件計測路線価付設事業として、債務負担行為を計上しております。これは、土地の課税において適正な評価を行うためのもので、期間は令和2年度、限度額は1,738万5,000円でございます。

議案第33号の田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律が改正されたことにより、選挙関係の選挙長や管理者、立会人の報酬の額を改正するものでございます。

次に、議案第34号から38号までの5議案は、ことし10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、これまでの消費税率引き上げ時と同様の考え方で、使用料金の改定等を行うものでございます。

まず、議案第34号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、消費税率10%改定に伴う使用料の改定、並びに行政財産に電柱等を設置する場合の基準条文の追加等を行うものでございます。

議案第35号尾津漁港管理条例の一部を改正する条例は、土砂採取料について消費税改定に伴う料金改定、及び課税対象となる1カ月未満の占用料について、消費税改定に伴う条文整理を行うものであります。

議案第36号田布施町のんびらんど・うましま条例の一部を改正する条例は、消費税改定に伴う利用料金の改定、並びに附属設備等の利用料金の限度額を規則で定める条文の追加等を行うものでございます。

議案第37号田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、課税対象となる1カ月未満の占用料について、消費税改定に伴う条文整備を行うものでございます。

議案第38号田布施町下水道条例の一部を改正する条例は、消費税改定に伴う下水道使用料の料金の改正を行うものでございます。

以上、本日御提案申し上げました10議案について、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明いたしますので、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第29号、質疑はありませんか。西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ふるさと納税の件でお聞きしたいのですが、どういった変更点があるのかちょっと詳しく教えてください。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） ふるさと納税につきましては、新旧対照表を見ていただきたいんですが、参考資料の第1条による改正、田布施町税条例新旧対照表というのがあると思うんですが、改正案のところで、第9条、第314条7の2項に規定する特例対象寄附金を支出する際という、云々というのがあるんですが、これ、要するに特例控除対象寄附金ということで、地方税法で総務大臣が指定するというので、条文の改正を行っておるものでございます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） この間、総務省のほうから、ふるさと納税の変更点等いろいろ出たんですけども、返礼品が地場産業、地場産が返礼品じゃったんですけども、今度、改正、山口県、県内の地場産であるかで返礼品でできると聞いたんですが、これはどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） ふるさと寄附金の説明については、また最終日の、全協でしょうか  
と聞いていたんですけど、今おっしゃるように県内の地場産品では、対象外となります。今、県内と  
か地域とかでというところで認めれば、その地域が対象になるということであるんですけど、今のと  
ころそういう地場産品はございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今までどおりの田布施町内の地場産品ということですね。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 地場産品に対象外になる、基準外になる事業者が2事業者ございま  
す。事業者は、精肉店さんと日本茶の販売の事業者でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今度、各委員会でも詳しく聞きたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかに質疑はありませんでしょうか、この件について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、次に進みます。

議案第30号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 議案30号の1枚めくってもらったら新旧対照表があると思うんで  
すが、その中に公共下水道事業の認可区域、これは公共下水道事業計画区域、認可区域と計画区域は  
イコールじゃない、計画区域のほうが広いんじゃないかという思いがあるんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 法改正等によりまして、以前は認可区域といっておりましたが、この計  
画区域に変わりました。この認可区域というのは、例えば、当面今後五、六年以内に下水道事業を行  
うところが、いわゆる認可区域と言いまして、全体区域とは違います。認可区域の呼び方を計画区域  
というふうに変ったわけでございます、呼び方がですね。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 僕の誤解があるんかもわからんのかなんですけど、単なる名称の変更なん  
ですか。エリアが違うんじゃないですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 呼び名が違ってきただけでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） わかりました。呼び名が変わっただけなら、エリアは違わんで税  
額等に影響がないんで、エリアが広がるのであればと、失礼しました。単なる名称変更であれば、税  
額等問題はありませんので。

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、ほかに何か御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、次に移ります。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第32号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第35号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第36号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第37号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっています議案第29号から議案第38号までの10件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表とおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（ベル）

午後3時28分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 石田 修一

署名議員 木本 睦博

---

令和元年 第3回(定例)田布施町議会会議録(第2日)

令和元年6月18日(金曜日)

---

議事日程(第2号)

令和元年6月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第29号  
専決処分の承認について(田布施町税条例等の一部を改正する条例)  
(委員長報告)
- 日程第3 議案第30号  
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第31号  
専決処分の承認について(田布施町国民健康保健税条例の一部を改正する条例)  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第32号  
令和元年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第33号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第34号  
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第35号  
尾津漁港管理条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第36号  
田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第37号  
田布施町道路占用料徴収条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第11 議案第38号  
田布施町下水道条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第12 閉会中の継続調査(付託事件)について  
日程第13 閉会中の継続調査(特定事件)について  
日程第14 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第29号



	専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）	（委員長報告）
日程第 3	議案第 3 0 号 専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）	（委員長報告）
日程第 4	議案第 3 1 号 専決処分の承認について（田布施町国民健康保健税条例の一部を改正する条例）	（委員長報告）
日程第 5	議案第 3 2 号 令和元年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定について	（委員長報告）
日程第 6	議案第 3 3 号 田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	（委員長報告）
日程第 7	議案第 3 4 号 田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について	（委員長報告）
日程第 8	議案第 3 5 号 尾津漁港管理条例の一部改正について	（委員長報告）
日程第 9	議案第 3 6 号 田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について	（委員長報告）
日程第 10	議案第 3 7 号 田布施町道路占用料徴収条例の一部改正について	（委員長報告）
日程第 11	議案第 3 8 号 田布施町下水道条例の一部改正について	（委員長報告）
日程第 12	閉会中の継続調査（付託事件）について	
日程第 13	閉会中の継続調査（特定事件）について	
日程第 14	議員派遣について	

---

出席議員（13人）

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	岩本 周平君
		書記	福本 俊明君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	山中 浩徳君	建設課長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会計室長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	総務課主幹	堀 昌子君
建設課技幹	吉藤 功治君	税務課主	藤本 直樹君

---

午前9時00分開議  
(ベル)

○議長（瀬石 公夫議員） これから、令和元年第3回田布施町議会定例会を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、畠中孝議員、竹谷和彦議員の議員を指名します。

---

**日程第2. 議案第29号**

**日程第3. 議案第30号**

**日程第4. 議案第31号**

**日程第5. 議案第32号**

**日程第6. 議案第33号**

**日程第7. 議案第34号**

**日程第8. 議案第35号**

**日程第9. 議案第36号**

**日程第10. 議案第37号**

**日程第11. 議案第38号**

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、議案第29号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）から日程第11、議案第38号田布施町下水道条例の一部改正についてまで、10件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田総務文教委員長。

○総務文教委員長（松田規久夫議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第29号、第30号及び第32号から第34号の議案5件及び請願1件について、6月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第29号、第30号及び議案第32号から第34号につきましては、全会一致で承認及び可決すべきものと決定いたしました。

また、請願1号については、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書のとおり慎重な調査を要するため継続調査に決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

6月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第31号、32号、第34号から38号について、6月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案5件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第31号、32号及び第34号から38号につきましては、全会一致で原案のとおり承認及び可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は10件を一括して行います。

議案第29号から議案第38号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号専決処分の承認について（田布施町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第30号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第31号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例) を採決します。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(瀬石 公夫議員) 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第32号令和元年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(瀬石 公夫議員) 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長(瀬石 公夫議員) 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(瀬石 公夫議員) 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号尾津漁港管理条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(瀬石 公夫議員) 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(瀬石 公夫議員) 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号田布施町道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(瀬石 公夫議員) 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号田布施町下水道条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

- 議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。
- 

#### 日程第12. 閉会中の継続調査（付託事件）について

- 議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第12、閉会中の継続調査（付託事件）についてを議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、請願第1号過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
- 

#### 日程第13. 閉会中の継続調査（特定事件）について

- 議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第13、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

総務文教委員長及び議会広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
- 

#### 日程第14. 議員派遣について

- 議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました「議員派遣について」のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。よって、日程の変更の決定は、議長に委任されました。
- 

- 議長（瀬石 公夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和元年第3回田布施町議会定例会を閉会します。

(ベル)

午前9時13分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 畠 中 孝

署名議員 竹谷 和彦